旧

第１部　総　　則
第２章　計画関係者の責務等
第２節　県・市町・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱
第３項　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱
１　指定地方行政機関

機関名	内　　容
（略）	（略）
東海財務局	（略） （2）災害応急復旧事業等のための災害つなぎ資金の短期貸付措置 （略）
（略）	（略）
中部経済産業局	（略） （4）（略） （新設）
中部近畿産業保安監督部	（1）火薬類、高圧ガス等所掌に係 る危険物及びその施設、鉱山施設、電気施設、ガス施設の保安の確保に関する監督指導 （新設）
（略）	（略）
東海総合通信局	（略） （6）通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与
（略）	（略）
中部地方整備局 近畿地方整備局	（略） ３　応急・復旧 （略） （4）道路利用者に対して、南海トラフ地震に関する情報（臨時）及び道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけ等の実施 （略）
（略）	（略）

３　指定公共機関

機関名	内　　容
（略）	（略）
中部電力株式会社三重支店、関西電力株式会社和歌山支店	（略）

新

第１部　総　　則
第２章　計画関係者の責務等
第２節　県・市町・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱
第３項　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱
１　指定地方行政機関

機関名	内　　容
（略）	（略）
東海財務局	（略） （2）災害発生に伴う緊急な資金需要のために必要な資金（災害つなぎ資金）の短期貸付措置 （略）
（略）	（略）
中部経済産業局	（略） （4）（略） （5）必要に応じて災害対策本部への職員の派遣を行う
中部近畿産業保安監督部	（1）高圧ガス、液化石油ガス、火薬類、コンビナート、鉱山、電気、ガス等所掌に係る施設の保安の確保に必要な監督指導 （2）必要に応じて災害対策本部への職員の派遣を行うことによる（1）の円滑な実施
（略）	（略）
東海総合通信局	（略） （6）通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与
（略）	（略）
中部地方整備局 近畿地方整備局	（略） ３　応急・復旧 （略） （4）道路利用者に対して、南海トラフ地震臨時情報及び道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけ等の実施 （略）
（略）	（略）

３　指定公共機関

機関名	内　　容
（略）	（略）
中部電力パワーグリッド株式会社三重支社/株式会社ＪＥＲＡ西日本	（略）

旧

（略）	（略）

新

支社、関西電力送配電株式会社和歌山支社	
（略）	（略）

旧

第３章　三重県の特質及び風水害等の状況

第１節　三重県の特性

第１項　地形の概要

三重県の概形は、南北の長さが約 170 ㎞、東西は約 80 ㎞と、南北に細長い不等辺四角形をしており、平成 29 年 10 月１日現在の総面積は、5,774.41k ㎡である。

第２節　三重県における既往の風水害等の状況

第１項　県内における戦後の主な気象災害

（別表）三重県に影響を及ぼした戦後の主な気象災害の概要

発生年月日	災害の名称（カッコ内は主な被害地域）	死者・行方不明者	災害の概要
（略）	（略）	（略）	（略）
1959．9．25～27（昭和34）	伊勢湾台風（全域）	1,233	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

第３節　近年の気象及び災害の傾向

第１項　近年の気象の傾向

１　台風の発生傾向

（略）

【図表　台風の発生回数】

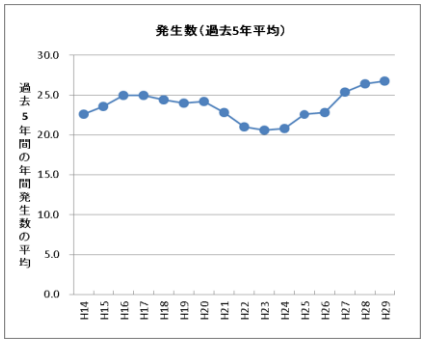

【図表　台風の最低気圧の推移】

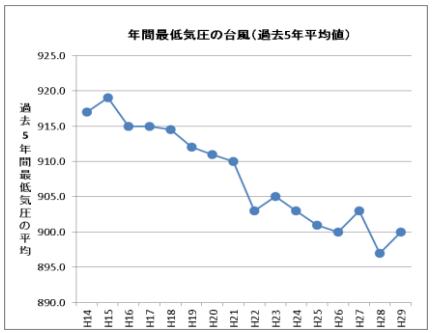

新

第３章　三重県の特質及び風水害等の状況

第１節　三重県の特性

第１項　地形の概要

三重県の概形は、南北の長さが約 170 ㎞、東西は約 80 ㎞と、南北に細長い不等辺四角形をしており、令和元年７月１日現在の総面積は、5,774.42k ㎡である。

第２節　三重県における既往の風水害等の状況

第１項　県内における戦後の主な気象災害

（別表）三重県に影響を及ぼした戦後の主な気象災害の概要

発生年月日	災害の名称（カッコ内は主な被害地域）	死者・行方不明者	災害の概要
（略）	（略）	（略）	（略）
1959．9．25～27（昭和34）	伊勢湾台風（全域）	1,281	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

第３節　近年の気象及び災害の傾向

第１項　近年の気象の傾向

１　台風の発生傾向

（略）

【図表　台風の発生回数】

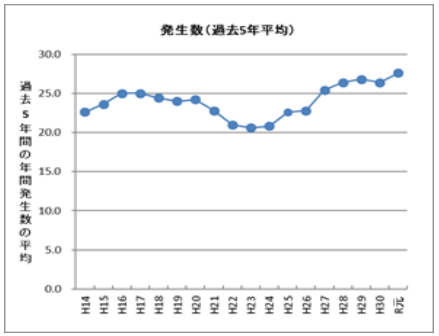

【図表　台風の最低気圧の推移】

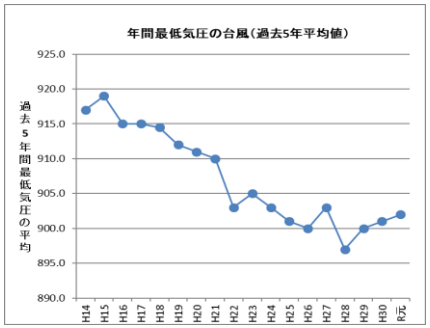

旧	新
２　大雨の発生傾向 　大雨の過去 34 年間の発生傾向として、全国のアメダス地点（約 1,000 地点）における、１時間降水量 50 ミリ以上（非常に激しい雨）、同 80 ミリ以上（猛烈な雨）の年間観測回数は増加傾向にある。 　こうした傾向は、県内 20 地点においても同様である。	２　大雨の発生傾向 　大雨の過去 44 年間の発生傾向として、全国のアメダス地点（約 1,300 地点）における、１時間降水量 50 ミリ以上（非常に激しい雨）、同 80 ミリ以上（猛烈な雨）の年間観測回数は増加傾向にある。 　こうした傾向は、県内 20 地点においても同様である。
第３節　近年の気象及び災害の傾向 **第１項　近年の気象の傾向** 【図表　アメダスが観測した短時間強雨の発生回数（全国 1,000 地点）】 （上）１時間降水量 50 ミリ以上　（下）１時間降水量 80 ミリ以上	**第３節　近年の気象及び災害の傾向** **第１項　近年の気象の傾向** 【図表　アメダスが観測した短時間強雨の発生回数（全国 1,300 地点）】 （上）１時間降水量 50 ミリ以上　（下）１時間降水量 80 ミリ以上
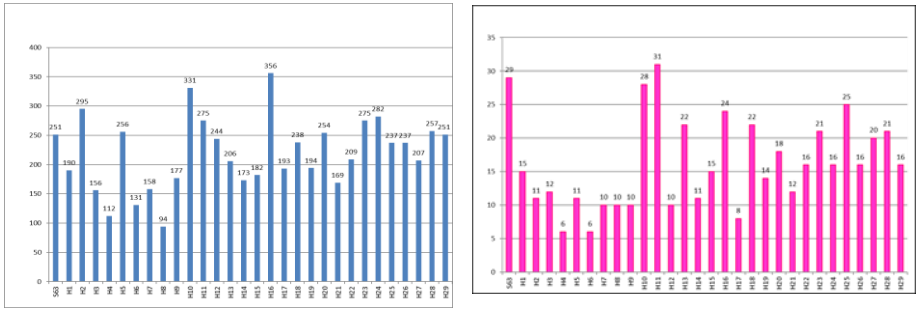	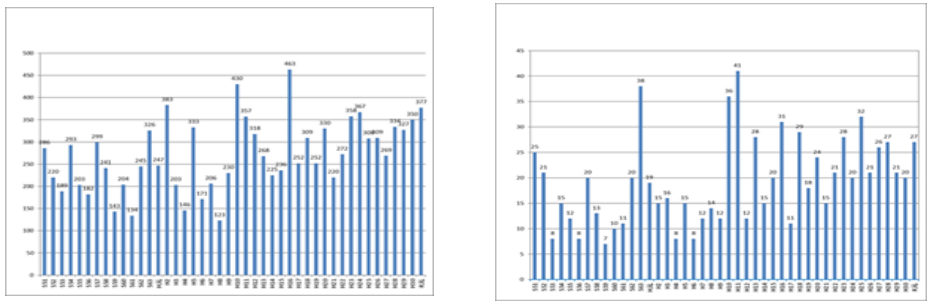
【図表　アメダスが観測した短時間強雨の発生回数（三重県 20 地点）】 （上）１時間降水量 50 ミリ以上　（下）１時間降水量 80 ミリ以上	【図表　アメダスが観測した短時間強雨の発生回数（三重県 20 地点）】 （上）１時間降水量 50 ミリ以上　（下）１時間降水量 80 ミリ以上
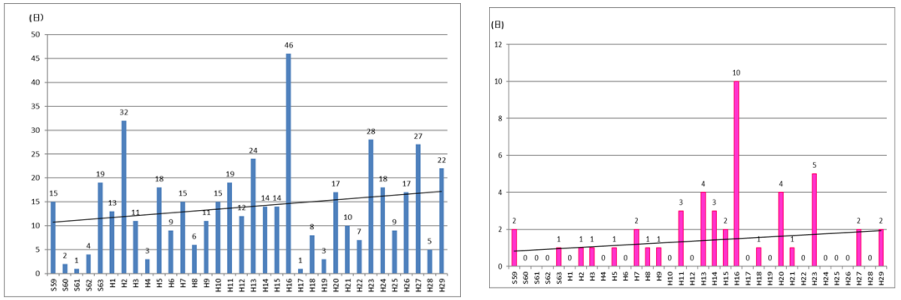	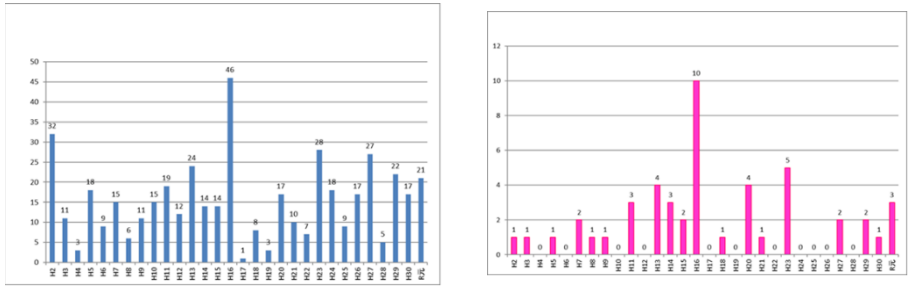
第２部　災害予防・減災対策 **第１章　自助・共助を育む対策の推進** **第１節　県民や地域の防災対策の促進 (予防)** 第３項　対策 ■県が実施する対策	**第２部　災害予防・減災対策** **第１章　自助・共助を育む対策の推進** **第１節　県民や地域の防災対策の促進 (予防)** 第３項　対策 ■県が実施する対策

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和２年３月修正案　新旧対照表

旧

１　県民を対象とした対策

（1）風水害に関する情報の提供(防災対策部、戦略企画部)

県民が本県で想定される風水害に関する正しい知識と危機意識を持ち、自助・共助による防災対策に取り組めるよう、ホームページやマスメディア等を通して本県が重視する風水害対策に関する情報等を発信する。

第３節　自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化 (予防3)

第３項　対策

■県が実施する対策

１　市町(自主防災組織)を対象とした対策（防災対策部）

（2）自主防災組織の結成促進

＜参考＞

自主防災組織活動カバー率：　92.7%（2018 年４月現在）

第５節　企業・事業所の防災対策の促進 (予防5)

第１項　防災・減災重点目標

【現在の状態】

・　企業・事業所の事業継続計画（ＢＣＰ）の作成が進んでいない。また、地域と一体となった防災対策に取り組んでいる事業所は限られている。

【この計画がめざす状態】

・　企業・事業所の事業継続計画（ＢＣＰ）の策定及び地域と連携した日常的な防災対策の推進により、災害発生時の事業の継続や地域と一体となった防災活動の実施のための備えが整っている。

第２項　対策項目

【公助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
県	企業･事業所	(1)　防災計画や事業継続計画(ＢＣＰ)の作成促進 （略）
	（略）	（略）
市町	企業･事業所	(1)　防災計画や事業継続計画(ＢＣＰ)の作成促進 （略）

【自助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
企業・事業所	企業･事業所	(1)　防災計画や事業継続計画(ＢＣＰ)の作成 （略）
	従業員等	（略）

新

１　県民を対象とした対策

（1）風水害に関する情報の提供(防災対策部、戦略企画部)

県民が本県で想定される風水害に関する正しい知識と危機意識を持ち、自助・共助による防災対策に取り組めるよう、ホームページやマスメディア、ＳＮＳ、ＡＩ技術等を活用した新たなツール等を通して本県が重視する風水害対策に関する情報等を発信する。

第３節　自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化 (予防3)

第３項　対策

■県が実施する対策

１　市町(自主防災組織)を対象とした対策（防災対策部）

（2）自主防災組織の結成促進

＜参考＞

自主防災組織活動カバー率：　89.7%（2019 年４月現在）

第５節　企業・事業所の防災対策の促進 (予防5)

第１項　防災・減災重点目標

【現在の状態】

・　企業・事業所の事業継続計画（ＢＣＰ）等の作成が進んでいない。また、地域と一体となった防災対策に取り組んでいる事業所は限られている。

【この計画がめざす状態】

・　企業・事業所の事業継続計画（ＢＣＰ）等の作成及び地域と連携した日常的な防災対策の推進により、災害発生時の事業の継続や地域と一体となった防災活動の実施のための備えが整っている。

第２項　対策項目

【公助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
県	企業･事業所	(2)　防災計画や事業継続計画(ＢＣＰ)等の作成促進 （略）
	（略）	（略）
市町	企業･事業所	(2)　防災計画や事業継続計画(ＢＣＰ)等の作成促進 （略）

【自助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
企業・事業所	企業･事業所	(2)　防災計画や事業継続計画(ＢＣＰ)等の作成 （略）
	従業員等	（略）

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和２年３月修正案　新旧対照表

旧	新
第３項　対策 ■県が実施する対策 １　企業･事業所を対象とした対策 (1)　防災計画や事業継続計画(ＢＣＰ)の作成促進(防災対策部、雇用経済部) 災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止め、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、各企業･事業所の防災計画や事業継続計画（ＢＣＰ）の作成・点検を促進する。 ①　企業・事業所によるＢＣＰの策定を推進するための情報提供と条件整備の推進 ②　洪水や高潮、土砂災害等の危険性の高い場所に立地する事業者にかかる避難対策を含めたＢＣＰ策定の促進 ③　サービス業など多様な業種のＢＣＰの策定支援 ■市町が実施する対策 １　企業･事業所を対象とした対策 (1)　防災計画や事業継続計画(ＢＣＰ)の作成促進 災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止め、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、各企業･事業所の防災計画や事業継続計画（ＢＣＰ）の作成・点検を促進する。 特に洪水や高潮、土砂災害等の危険性の高い場所に立地する事業者にかかる避難対策を含めたＢＣＰの策定・点検の促進に努める。 ■企業・事業所が実施する対策 １　防災計画や事業継続計画(ＢＣＰ)の作成 各企業・事業所において、災害時における顧客・従業員等の安全確保を図り、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止めるとともに、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、過去の災害の教訓などをふまえた防災計画や事業継続計画（ＢＣＰ）の作成・点検に努める。 特に洪水や高潮、土砂災害等の危険性の高い場所に立地する事業者については、避難対策を含めたＢＣＰの策定・点検に努める。 ■みえ企業等防災ネットワークが実施する対策 １　県内企業の防災力強化のためのネットワーク構築 防災に関する知識の習得や企業間相互の交流・理解・協力を行い、防災力診断やＢＣＰ作成支援等を通じた企業防災力の向上や企業と地域との連携の構築を図る。	第３項　対策 ■県が実施する対策 １　企業･事業所を対象とした対策 (2)　防災計画や事業継続計画(ＢＣＰ)等の作成促進(防災対策部、雇用経済部) 災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止め、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、各企業･事業所の防災計画や事業継続計画（ＢＣＰ）等の作成・点検を促進する。 ①　企業・事業所によるＢＣＰ等の作成を推進するための情報提供と条件整備の推進 ②　洪水や高潮、土砂災害等の危険性の高い場所に立地する事業者にかかる避難対策を含めたＢＣＰ等の作成の促進 ③　サービス業など多様な業種のＢＣＰ等の作成支援 ■市町が実施する対策 １　企業･事業所を対象とした対策 (1)　防災計画や事業継続計画(ＢＣＰ)等の作成促進 災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止め、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、各企業･事業所の防災計画や事業継続計画（ＢＣＰ）等の作成・点検を促進する。 特に洪水や高潮、土砂災害等の危険性の高い場所に立地する事業者にかかる避難対策を含めたＢＣＰ等の作成・点検の促進に努める。 ■企業・事業所が実施する対策 １　防災計画や事業継続計画(ＢＣＰ)等の作成 各企業・事業所において、災害時における顧客・従業員等の安全確保を図り、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止めるとともに、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、過去の災害の教訓などをふまえた防災計画や事業継続計画（ＢＣＰ）等の作成・点検に努める。 特に洪水や高潮、土砂災害等の危険性の高い場所に立地する事業者については、避難対策を含めたＢＣＰ等の作成・点検に努める。 ■みえ企業等防災ネットワークが実施する対策 １　県内企業の防災力強化のためのネットワーク構築 防災に関する知識の習得や企業間相互の交流・理解・協力を行い、防災力診断やＢＣＰ等の作成支援等を通じた企業防災力の向上や企業と地域との連携の構築を図る。

旧

第６節　児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進（予防）

第２項　対策項目

【公助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
県	（略）	（略）
	地域(地域住民)	(1)　地域と学校が連携した防災対策の推進 (2)　（新設）
	（略）	（略）
市町	（略）	（略）
	地域(地域住民)	(1)　地域と学校が連携した防災対策の推進 (2)　（新設）
	（略）	（略）

第３項

■県が実施する対策

２　地域及び住民を対象とした対策(教育委員会)

（１）地域と学校が連携した防災対策の推進

（略）

（２）　（新設）

■県立学校が実施する対策

１　県立学校施設や児童生徒等、教職員を対象とした対策

（１）児童生徒等の安全確保

児童生徒等の安全を確保するため、情報収集伝達方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、その他登下校時の危険を回避するための方法等について必要な見直しを行うとともに、児童生徒等、教職員、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

（略）

(2) 校内の防災体制の整備及び防災計画等の策定及び防災訓練の実施

（略）

また、伊勢湾台風や紀伊半島大水害等の教訓をふまえ、各学校の立地状況に応じた避難計画等の防災計画の策定、見直しを図り、計画に沿った訓練を実施する。

（新設）

■市町が実施する対策

４　（新設）

新

第６節　児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進（予防）

第２項　対策項目

【公助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
県	（略）	（略）
	地域(地域住民)	(1)　地域と学校が連携した防災対策の推進 (2)　地域と文化財所有者等が連携した防災対策の推進
	（略）	（略）
市町	（略）	（略）
	地域(地域住民)	(1)　地域と学校が連携した防災対策の推進 (2)　地域と文化財所有者等が連携した防災対策の推進
	（略）	（略）

第３項

■県が実施する対策

２　地域及び住民を対象とした対策(教育委員会)

（１）　地域と学校が連携した防災対策の推進

（略）

（２）　地域と文化財所有者等が連携した防災対策の推進

地域と合同の防災訓練、避難訓練等の実施、災害時の文化財搬出活動等について円滑に検討できるよう、文化財所有者等と地域との連携を推進する。

■県立学校が実施する対策

１　県立学校施設や児童生徒等、教職員を対象とした対策

（１）児童生徒等の安全確保

児童生徒等の安全を確保するため、情報収集と伝達方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、その他登下校時の危険を回避するための方法等について必要な見直しを行うとともに、児童生徒等、教職員、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

（略）

(2) 校内の防災体制の整備及び防災計画等の策定及び防災訓練の実施

（略）

また、伊勢湾台風や紀伊半島大水害等の教訓をふまえ、各学校の立地状況に応じた避難計画等の防災計画の策定、見直しを図り、計画に沿った訓練を実施する。

特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

■市町が実施する対策

４　地域と文化財所有者等が連携した防災対策の推進

地域と合同の防災訓練、避難訓練等の実施、災害時の文化財搬出活動等について円滑に検討できるよう、文化財所有者等と地域との連携を推進する。

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和２年３月修正案　新旧対照表

旧	新
【市町地域防災計画記載検討項目】 （１）　公立小中学校等・園の防災対策の推進 （２）　児童福祉施設等の防災対策の推進 （３）　その他必要な事項 （４）　（新設）	【市町地域防災計画記載検討項目】 （１）　公立小中学校等・園の防災対策の推進 （２）　児童福祉施設等の防災対策の推進 （３）　文化財の防災対策の推進 （４）　その他必要な事項
第２章　安全な避難空間の確保 **第１節　避難対策等の推進（予防7）** 第３項　対策 ■県が実施する対策 （２）避難勧告等の基準の策定・見直し（県土整備部、医療保健部、子ども・福祉部、防災対策部） （略） また、市町が「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成 26 年４月。以下「ガイドライン」という。）を参考にして、避難勧告等に係る発令の判断基準等の設定や見直しを行うにあたり、気象台や河川事務所等と連携し、説明会の開催や技術的助言等の支援を行う。 （略） （４）情報伝達体制の整備（防災対策部） 避難勧告等の情報を速やかに住民に伝達するため、県・市町・放送事業者・通信事業者間等で情報伝達について相互理解を深めるとともに、連携体制を構築する。 （略） ■県民が実施する対策 １　避難勧告発令時等における避難行動の検討 居住する地域に避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告、避難指示（緊急）が発令された場合や、浸水被害、土砂災害等が発生した場合に備え、あらかじめハザードマップや過去の災害の記録等から地域で起こりうる災害の想定を確認しておき、自宅に待避するか、最寄の避難場所等に避難するかなど、万一の場合にとるべき避難行動の検討に努める。 （略）	**第２章　安全な避難空間の確保** **第１節　避難対策等の推進（予防7）** 第３項　対策 ■県が実施する対策 （２）避難勧告等の基準の策定・見直し（県土整備部、医療保健部、子ども・福祉部、防災対策部） （略） また、市町が「避難勧告等に関するガイドライン」（平成 31 年３月。以下「ガイドライン」という。）を参考にして、避難勧告等に係る発令の判断基準等の設定や見直しを行うにあたり、気象台や河川事務所等と連携し、説明会の開催や技術的助言等の支援を行う。 （略） （４）情報伝達体制の整備（防災対策部） 避難勧告等の情報を警戒レベルを付して、速やかに住民に伝達するため、県・市町・放送事業者・通信事業者間等で情報伝達について相互理解を深めるとともに、連携体制を構築する。 （略） ■県民が実施する対策 １　避難勧告発令時等における避難行動の検討 居住する地域に警戒レベルが付された避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報が発令された場合や、浸水被害、土砂災害等が発生した場合に備え、あらかじめハザードマップや過去の災害の記録等から地域で起こりうる災害の想定を確認しておき、自宅に待避するか、最寄の避難場所等に避難するかなど、万一の場合にとるべき避難行動の検討に努める。 （略）
第３章　風水害に強い県土づくりの推進 **第１節　水害・高潮被害予防対策の推進（予防8）** 第３項　対策 ■県が実施する対策 ２　海岸保全施設の整備（農林水産部、県土整備部） （１）海岸保全施設整備の推進 （略） （２）海岸のソフト対策の推進 伊勢湾沿岸の市町が作成する高潮ハザードマップの基礎資料となる高潮浸水想定区域図の作成を行う。 ■その他の防災関係機関が実施する対策 ＜中部地方整備局、近畿地方整備局が実施する対策＞	**第３章　風水害に強い県土づくりの推進** **第１節　水害・高潮被害予防対策の推進（予防8）** 第３項　対策 ■県が実施する対策 ２　海岸保全施設の整備（農林水産部、県土整備部） （１）海岸保全施設整備の推進 （略） （削除） ■その他の防災関係機関が実施する対策 ＜中部地方整備局、近畿地方整備局が実施する対策＞

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和２年３月修正案　新旧対照表

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th></tr>
<tr><td>（略）
２　海岸保全施設の整備
「＜県が実施する対策＞２　海岸保全施設の整備」に準じる。

３　施設の維持管
（略）
４　避難判断情報等の提供体制
（略）
５　水防体制の整備
（略）</td><td>（略）
（削除）

２　施設の維持管
（略）
３　避難判断情報等の提供体制
（略）
４　水防体制の整備
（略）</td></tr>
<tr><td>第２節　地盤災害防止対策の推進（予防9）
第３項　対策
■県が実施する対策
１　土砂災害の防止
（略）
(4) 総合的な土砂災害対策（県土整備部）
土石流、地すべり及びがけ崩れといった土砂災害から人命を守るため、従来から実施してきた施設整備などのハード対策だけでなく、市町の警戒避難体制を支援するため土砂災害警戒情報の通知、システムの整備による土砂災害警戒判定メッシュ情報の提供や、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定などソフト対策をあわせて推進する。</td><td>第２節　地盤災害防止対策の推進（予防9）
第３項　対策
■県が実施する対策
１　土砂災害の防止
（略）
(4) 総合的な土砂災害対策（県土整備部）
土石流、地すべり及びがけ崩れといった土砂災害から人命を守るため、従来から実施してきた施設整備などのハード対策だけでなく、市町の警戒避難体制を支援するため土砂災害警戒情報の通知、県が整備した三重県土砂災害情報提供システムによる「土砂災害危険度情報」の提供や、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定などソフト対策をあわせて推進する。</td></tr>
<tr><td>３　被災宅地危険度判定体制の整備（県土整備部）
(1) 被災宅地危険度判定士の養成
（略）
<table><tr><th>項　　目</th><th>現状（H30.3 末現在）</th></tr><tr><td>被災宅地危険度判定士</td><td>776 人</td></tr></table>
【主担当課】
・農業基盤整備課、防災砂防課、建築開発課、住宅政策課
【監修部隊】
・社会基盤整備部隊（施設整備隊）</td><td>３　被災宅地危険度判定体制の整備（県土整備部）
(1) 被災宅地危険度判定士の養成
（略）
<table><tr><th>項　　目</th><th>現状（H31.3 末現在）</th></tr><tr><td>被災宅地危険度判定士</td><td>991 人</td></tr></table>
【主担当課】
・農業基盤整備課、防災砂防課、建築開発課、住宅政策課
【監修部隊】
・社会基盤対策部隊（施設整備隊）</td></tr>
<tr><td>第５章　防災体制の整備・強化
第１節　災害対策機能の整備及び確保（予防12）
第３項　対策
■県が実施する対策
４　職員に関する対策
（１）職員への防災教育・防災訓練の実施（防災対策部）
県職員は、災害対策に関する豊富な知識と適切な判断力が求められるので、職員研修等を利用して、防災教育の徹底を図る。
また、災害時に迅速、的確な行動がとれるよう防災危機管理ハンドブックを作成し、その内容について職員に周知徹底を図る。</td><td>第５章　防災体制の整備・強化
第１節　災害対策機能の整備及び確保（予防12）
第３項　対策
■県が実施する対策
４　県職員に関する対策
（１）県職員への防災教育・防災訓練の実施（防災対策部）
県職員一人ひとりが自分事として日常的に防災・減災に取り組み、発災後は人命の確保はもとより、被災者の早期の生活再建と地域社会のより良い復興を県民とともに成し遂げるよう、三重県職員防災人材育成指針に基づき、県職員の防災人材育成を図る。</td></tr>
</table>

旧	新
（新設） （新設） ①　職員等が果たすべき役割 ②　防災対策として現在講じられている対策に関す　る知識 ③　職員が各家庭において実施すべき防災対策 ④　気象情報に関する知識 ⑤　風水害に関する知識 （新設）	ア　防災人材育成において向上させるべき能力 ○災害（被災）イメージ力 ○災害対応の全体像把握力 ○心構え ○災害対応のマネジメント能力 ○個別業務の処理能力 イ　防災人材育成の際に盛込む事項 ①　過去の災害記録（災害エスノグラフィーなど） ②　職員等が果たすべき役割 ③　防災対策として現在講じられている対策に関す　る知識 ④　職員が各家庭において実施すべき防災対策 ⑤　気象情報に関する知識 ⑥　風水害に関する知識 ⑦　図上訓練等を通じた各所属ごとに作成した災害時事務マニュアルの内容検証 ⑧　「タイムライン」「三重県広域受援計画」「三重県復興指針」などの三重県が定めた各種計画や指針 ウ　災害時に迅速、的確な行動がとれるよう防災危機管理ハンドブックを作成し、その内容について県職員に周知徹底を図る。
第２節　情報収集・情報伝達機能の整備及び確保 (予防13) 第３項　対策 ■県が実施する対策 １　県(災対本部)を対象とした対策 (1)　災害情報収集・伝達体制の整備・充実（防災対策部、戦略企画部） イ　防災みえ．ｊｐ」ホームページ及びメール等配信サービスによる災害情報等の提供・伝達 三重県の防災情報ポータルサイト「防災みえ．ｊｐ」ホームページ及びメール等配信サービスの普及による県民への迅速な災害に関する情報等の提供・伝達を図る。 （略）	**第２節　情報収集・情報伝達機能の整備及び確保 (予防13)** 第３項　対策 ■県が実施する対策 １　県(災対本部)を対象とした対策 (1)　災害情報収集・伝達体制の整備・充実（防災対策部、戦略企画部） イ　防災みえ．ｊｐ」ホームページ、メール等配信サービス、ＳＮＳ及びＡＩ技術等を活用した新たなツール等による災害情報等の提供・伝達 三重県の防災情報ポータルサイト「防災みえ．ｊｐ」ホームページ、メール等配信サービス、ＳＮＳ及びＡＩ技術等を活用した新たなツール等の普及による県民への迅速な災害に関する情報等の提供・伝達を図る。 （略）
第３節　医療・救護体制及び機能の確保 (予防14) 第１項　防災・減災重点目標 【現在の状態】 ・　浸水対策が不十分な災害拠点病院等がある。また、災害時の重要な情報共有の手段となる　「広域災害・救急医療情報システム(ＥＭＩＳ)」に加入している病院が主に二次・三次救急医療機関にとどまっている。さらに、地域において災害時の医療・救護をコーディネートする機能が十分でない。 【この計画がめざす状態】 ・　災害拠点病院等において医療に必要な施設の浸水対策がなされている。また、二次・三次救急医療機関だけでなく、救急告示医療機関もＥＭＩＳに加	**第３節　医療・救護体制及び機能の確保 (予防14)** 第１項　防災・減災重点目標 【現在の状態】 ・　浸水対策が不十分な災害拠点病院等がある。また、災害時の重要な情報共有の手段となる　「広域災害・救急医療情報システム(ＥＭＩＳ)」に全病院が参加しているが、有床診療所の一部が未加入である。さらに、地域において災害時の医療・救護をコーディネートする機能が十分でない。 【この計画がめざす状態】 ・　災害拠点病院等において医療に必要な施設の浸水対策がなされている。また、病院だけでなく、有床診療所もＥＭＩＳに加入している。さらに、地域

旧

入している。さらに、地域において、関係機関を含めた災害時の医療・救護を円滑に提供する体制が整っている。

【災害拠点病院と災害医療支援病院の指定状況及び役割等】

医療圏	災害拠点病院		災害医療支援病院
	基幹災害拠点病院	地域災害拠点病院	
北勢	県立総合医療センター	厚生連三重北医療センターいなべ総合病院	桑名市総合医療センター
			青木記念病院
		市立四日市病院	四日市羽津医療センター
			厚生連三重北医療センター菰野厚生病院
		厚生連鈴鹿中央総合病院	鈴鹿回生病院
			亀山市立医療センター
中勢伊賀	（略）	（略）	（略）
南勢志摩	県立総合医療センター	松阪市民病院	
	県立総合医療センター	済生会松阪総合病院	
		厚生連松阪中央総合病院	
		伊勢赤十字病院	市立伊勢総合病院
		県立志摩病院	
東紀州		尾鷲総合病院	
		紀南病院	
（略）			

キ　業務継続計画（ＢＣＰ）の整備（医療保健部）
全病院がＢＣＰの策定を進めるよう支援する。

ク　災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）・災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）及び医療救護班の編成と訓練の実施（医療保健部、防災対策部）
ＤＭＡＴ及び医療救護班は各災害拠点病院がそれぞれ１隊以上保有している。ＤＰＡＴは、三重ＤＰＡＴ協定病院に１隊以上保有している。また医療救護班は、各災害拠点病院、災害医療支援病院、（公社）三重県医師会、（公社）三重県病院協会、郡市医師会、（公社）三重県歯科医師会、日本赤十字社三重県支部、（独）国立病院機構の各病院、大学病院等の協力を得て編成することとし、各機関において、あらかじめメンバーを選定しておく。

（２）医薬品等の確保･供給体制の整備
（新設）

新

において、関係機関を含めた災害時の医療・救護を円滑に提供する体制が整っている。

【災害拠点病院と災害医療支援病院の指定状況及び役割等】

医療圏	災害拠点病院		災害医療支援病院
	基幹災害拠点病院	地域災害拠点病院	
北勢	県立総合医療センター	厚生連三重北医療センターいなべ総合病院	
			青木記念病院
		桑名市総合医療センター	
		市立四日市病院	四日市羽津医療センター
			厚生連三重北医療センター菰野厚生病院
		厚生連鈴鹿中央総合病院	鈴鹿回生病院
			亀山市立医療センター
中勢伊賀	（略）	（略）	（略）
南勢志摩	県立総合医療センター	松阪市民病院	
	県立総合医療センター	済生会松阪総合病院	
		厚生連松阪中央総合病院	
		伊勢赤十字病院	
		市立伊勢総合病院	
		県立志摩病院	
東紀州		尾鷲総合病院	
		紀南病院	
（略）			

キ　業務継続計画（ＢＣＰ）の整備（医療保健部）
全病院がＢＣＰの考え方に基づいた災害医療マニュアルを整備できるよう支援する。

ク　災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）・災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）及び医療救護班の編成と訓練の実施（医療保健部、防災対策部）
ＤＭＡＴは各災害拠点病院がそれぞれ１隊以上保有している。ＤＰＡＴは、三重ＤＰＡＴ協定病院がそれぞれ１隊以上保有している。また医療救護班は、（公社）三重県医師会、（公社）三重県病院協会、郡市医師会、（公社）三重県看護協会、（公社）三重県歯科医師会、日本赤十字社三重県支部、（独）国立病院機構の各病院、大学病院等の協力を得て編成することとし、各機関において、あらかじめメンバーを選定しておく。

（２）医薬品等の確保･供給体制の整備

ア　災害薬事コーディネート機能の確保（医療保健部）
県災対本部に招へいする本部災害薬事コーディネーターや地方部に招へいする地域災害薬事コーディネーターによるコーディネート機能が十分に発揮できる体制の整備に努める。
なお、災害薬事コーディネーターは、被災地において必要とされる医薬品・衛生材料等

旧	新
ア　医薬品・衛生材料等の備蓄（医療保健部） （略） イ　医薬品・衛生材料等の調達・分配（医療保健部） （略） ウ　援助物資の活用（医療保健部、防災対策部） (略)	が迅速かつ円滑に供給されるよう、薬事に関する助言等を行うとともに、平時においても関係機関との連携体制の維持や、研修及び訓練に積極的に参加し、資質の向上に努める。 イ　医薬品・衛生材料等の備蓄（医療保健部） （略） ウ　医薬品・衛生材料等の調達・分配（医療保健部） （略） エ　援助物資の活用（医療保健部、防災対策部） （略）
第５節　ライフラインにかかる防災対策の推進 (予防16) 第２項　対策項目 【公助】 実施主体 / 対　象 / 対　策（活　動）項　目 県 / 施設利用者 / (略) （４）　発電所施設（県管理）を対象とした対策 市町 / 施設利用者 / (略)	**第５節　ライフラインにかかる防災対策の推進 (予防16)** 第２項　対策項目 【公助】 実施主体 / 対　象 / 対　策（活　動）項　目 県 / 施設利用者 / (略) (削除) 市町 / 施設利用者 / (略)
第３項　対策 ■県が実施する対策 ４　発電所施設(県管理)を対象とした対策(企業庁) 災害時の施設被害を最小限にとどめ、早期復旧を図るため、発電所施設の予防保全を行い、日常の防災に努める。 （１）発電所施設の定期的な巡視、点検に基づく維持管理 発電所施設の維持管理に際しては、定期的に巡視、点検を実施し、適切な整備を行う。 （２）管理用図書、資料及び工具の整備 災害における迅速かつ的確な状況判断および復旧を行うために、図書類、予備品、工具及び器具等を整備する。 （３）災害配備体制の確立 災害配備体制を確立する。 【担当課】 ・防災企画･地域支援課、大気･水環境課、下水道課、水道事業課、工業用水道事業課、電気事業課 【監修部隊】 ・社会基盤対策部隊（施設整備隊） ・被災者支援部隊（被災者支援隊）	第３項　対策 ■県が実施する対策 (削除) 【担当課】 ・防災企画･地域支援課、大気･水環境課、下水道経営課、下水道事業課、水道事業課、工業用水道事業課 【監修部隊】 ・社会基盤対策部隊（施設整備隊） ・被災者支援部隊（被災者支援隊）
第６章　特定自然災害への備え **第１節　局地的大雨・竜巻・雪害に備えるための対策 (予防19)** 第３項　対策 ■その他の防災関係機関等が実施する対策 ２　竜巻等突風対策 (1)津地方気象台の体制整備及び事前対策	**第６章　特定自然災害への備え** **第１節　局地的大雨・竜巻・雪害に備えるための対策 (予防19)** 第３項　対策 ■その他の防災関係機関等が実施する対策 ２　竜巻等突風対策 (1)津地方気象台の体制整備及び事前対策

旧	新
①　（略） （新設） ②　竜巻等突風による災害の発生が予測された場合には、突風への注意に言及した雷注意報、竜巻注意情報等の防災気象情報の適時・的確な発表に努める。また気象庁では竜巻などの激しい突風が発生しやすい地域の詳細な分布と１時間先までの予報として、「竜巻発生確度ナウキャスト」の提供に努める。 ③　竜巻等突風による強風害が発生し、調査の必要を認めた場合には、速やかに現地調査を行い、その結果の公表及び防災関係機関等への情報提供に努める。 ④　気象ドップラーレーダーデータを活用した技術開発を進め、竜巻等突風の監視・予測精度の向上を図り、防災気象情報の改善に努める。 ■県民・事業者等が実施する対策 １　局地的大雨対策 (2)　局地的大雨に関する防災気象情報の活用方法の習得 県民・事業者等は、気象庁が発表する防災気象情報のうち、局地的大雨への対処として有効な「警報・注意報」「警報級の可能性」「気象レーダー」「高解像度降水ナウキャスト」「土砂災害警戒判定メッシュ情報」「大雨警報（浸水害）の危険度分布」「洪水警報の危険度分布」や、「降水短時間予報」「解析雨量」などの活用方法を事前に習得するよう努める。 （略） 【主担当課】 ・災害対策課、農業基盤整備課、農産園芸課、森林・林業経営課、河川課、道路管理課、防災砂防課、港湾・海岸課、下水道課 【監修部隊】 ・　総括部隊（総括隊）、社会基盤対策部隊（施設整備隊）	①　（略） ②　気象ドップラーレーダーデータを活用した技術開発により、竜巻等突風の監視・予測精度の向上が図れたことから、全国における竜巻注意情報の発表は令和元年６月から気象庁観測部において実施している。 ③　竜巻等突風による災害の発生が予測された場合には、突風への注意に言及した雷注意報の発表に努め、竜巻注意情報等の防災気象情報の適時・的確な提供に努める。また、気象庁では竜巻などの激しい突風が発生しやすい地域の詳細な分布と１時間先までの予報として、「竜巻発生確度ナウキャスト」の提供に努める。 ④　竜巻等突風による強風害が発生し、調査の必要を認めた場合には、速やかに現地調査を行い、その結果の公表及び防災関係機関等への情報提供に努める。 （削除） ■県民・事業者等が実施する対策 １　局地的大雨対策 (2)　局地的大雨に関する防災気象情報の活用方法の習得 県民・事業者等は、気象庁が発表する防災気象情報のうち、局地的大雨への対処として有効な「警報・注意報」「早期注意情報（警報級の可能性）」「気象レーダー」「高解像度降水ナウキャスト」「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」「大雨警報（浸水害）の危険度分布」「洪水警報の危険度分布」や、「降水短時間予報」「解析雨量」などの活用方法を事前に習得するよう努める。 （略） 【主担当課】 ・災害対策課、農業基盤整備課、農産園芸課、森林・林業経営課、河川課、道路管理課、防災砂防課、港湾・海岸課、下水道経営課、下水道事業課 【監修部隊】 ・　総括部隊（総括隊）、社会基盤対策部隊（施設整備隊）
第３部　台風接近時等の減災対策 **第１章　タイムラインに基づく防災・減災対策** **第１節　三重県版タイムラインについて** ２　「三重県版タイムライン」について （２）「三重県版タイムライン」の基本的な考え方 （略） ⑤タイムラインレベル 台風の接近状況や県災害対策本部の体制に準拠したタイムラインのレベルを設定し、下記レベルごとに記載された行動項目を取り組んでいきます。 タイムラインレベル１：発動 タイムラインレベル２：準備段階 タイムラインレベル３：早期警戒 タイムラインレベル４：行動 タイムラインレベル５：緊急対応 タイムラインレベル０：解除	**第３部　台風接近時等の減災対策** **第１章　タイムラインに基づく防災・減災対策** **第１節　三重県版タイムラインについて** ２　「三重県版タイムライン」について （２）「三重県版タイムライン」の基本的な考え方 （略） ⑤タイムラインステージ 台風の接近状況や県災害対策本部の体制に準拠したタイムラインのステージを設定し、下記ステージごとに記載された行動項目を取り組んでいきます。 タイムラインステージ１：発動 タイムラインステージ２：準備段階 タイムラインステージ３：早期警戒 タイムラインステージ４：行動 タイムラインステージ５：緊急対応 タイムラインステージ０：解除

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和２年３月修正案　新旧対照表

旧	新
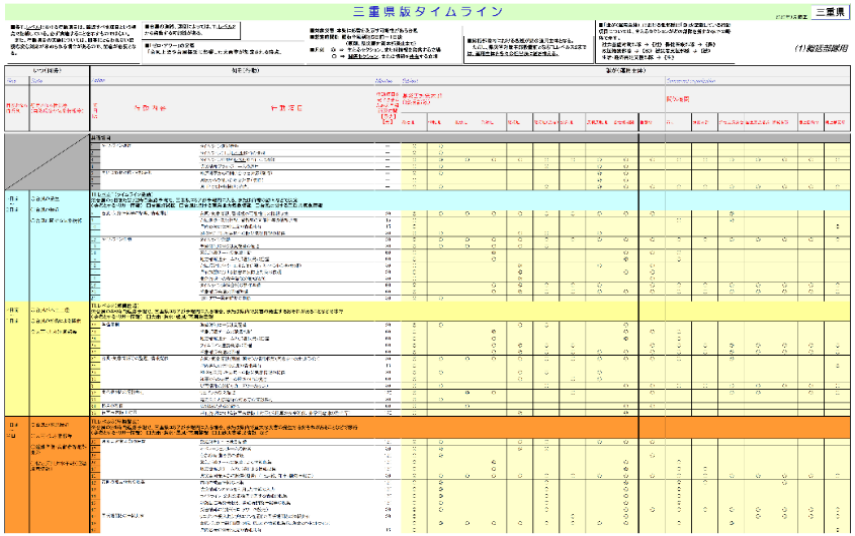 （※「三重県版タイムライン」（総括部隊用）平成 30 年３月策定　一部抜粋）	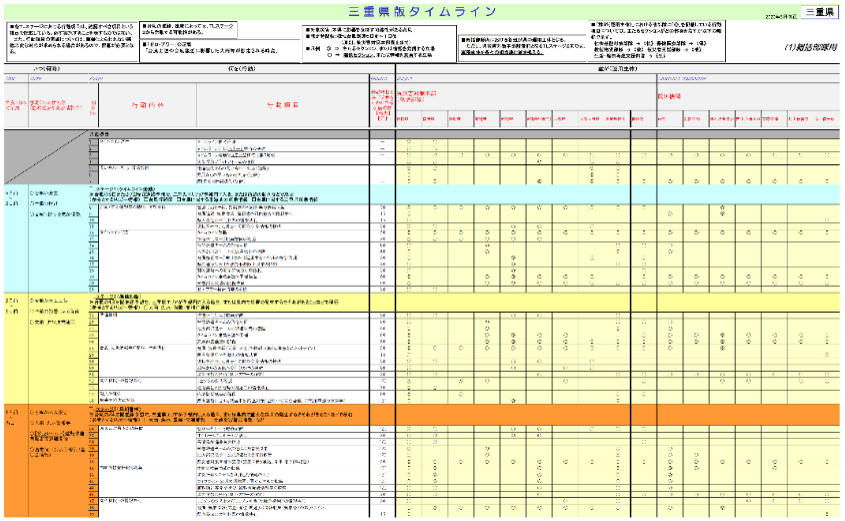 （※「三重県版タイムライン」（総括部隊用）平成 30 年３月策定（令和２年３月修正）　一部抜粋）
３　県内への水平展開 （２）地方部タイムラインの策定 （略）市町により近い位置で関係性を持つ地方部、すなわち県地方災害対策部の地方統括部で運用するタイムラインが必要と考えられます。 このため、県地方災害対策部の地方統括部が取り組む「地方部タイムライン」の策定を進めます。	３　県内への水平展開 （２）地方部タイムラインの策定 （略）市町により近い位置で関係性を持つ地方部、すなわち県地方災害対策部の地方統括部で「地方部タイムライン」を運用し、一体的な災害対策を行います。 （削除）
第２節　三重県版タイムラインにおける事前行動項目 １　三重県版タイムライン策定・導入にあたっての検討方法 （略） なお、本節で述べる事前行動項目とは、台風接近前までに行うべき事前の対策として実施するものであり、タイムラインレベル１（発動）とタイムラインレベル２（準備）における取組が該当します。 （略） ２　三重県版タイムライン策定に伴い整理・検討した事前行動項目 （２）三重県版タイムライン策定に伴い整理・検討した事前行動項目 （略）	**第２節　三重県版タイムラインにおける事前行動項目** １　三重県版タイムライン策定・導入にあたっての検討方法 （略） なお、本節で述べる事前行動項目とは、台風接近前までに行うべき事前の対策として実施するものであり、タイムラインステージ１（発動）とタイムラインステージ２（準備）における取組が該当します。 （略） ２　三重県版タイムライン策定に伴い整理・検討した事前行動項目 （２）三重県版タイムライン策定に伴い整理・検討した事前行動項目 （略）

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和２年３月修正案　新旧対照表

旧	新
【主な行動項目】 ・「タイムライン発動」（総括部隊） ・「タイムライン（ＴＬ）レベル移行の検討」（全部隊） ・「タイムライン進捗管理」（全部隊）	【主な行動項目】 ・「タイムライン発動」（総括部隊） ・「タイムライン（ＴＬ）ステージ移行の検討」（全部隊） ・「タイムライン進捗管理」（全部隊）
【第４章　災害未然防止活動】 （略） ④水道・下水道・工業用水道・発電所施設（県管理）の要注意箇所等の台風接近前対策 台風接近前のパトロールにより、各施設の異常の有無を確認し、必要に応じて防災対策等を行う体制などについて行動項目として整理しました。 【主な行動項目】 ・「水道・下水道・工業用水道・発電用施設（県管理）の台風接近前対策」（社会基盤対策部隊）	【第４章　災害未然防止活動】 （略） ④水道・下水道・工業用水道施設（県管理）の要注意箇所等の台風接近前対策 台風接近前のパトロールにより、各施設の異常の有無を確認し、必要に応じて防災対策等を行う体制などについて行動項目として整理しました。 【主な行動項目】 ・「水道・下水道・工業用水道施設（県管理）の台風接近前対策」（社会基盤対策部隊）
第２章　災害対策本部機能の確保 **第１節　準備・警戒体制の確保（修正）** 第３項　対策 ■県が実施する対策 （略） 【三重県版タイムライン策定に伴い整理・検討した事前行動項目】 １　タイムライン適用判断・進捗管理 （略） 【主な行動項目】 ・「タイムライン発動」（総括部隊） ・「タイムライン（ＴＬ）レベル移行の検討」（全部隊） ・「タイムライン進捗管理」（全部隊） （略） 県災害対策対策本部組織図（非常体制時） 防災関係機関 （略） ○中部電力㈱ （略	**第２章　災害対策本部機能の確保** **第１節　準備・警戒体制の確保（修正）** 第３項　対策 ■県が実施する対策 （略） 【三重県版タイムライン策定に伴い整理・検討した事前行動項目】 １　タイムライン適用判断・進捗管理 （略） 【主な行動項目】 ・「タイムライン発動」（総括部隊） ・「タイムライン（ＴＬ）ステージ移行の検討」（全部隊） ・「タイムライン進捗管理」（全部隊） （略） 県災害対策対策本部組織図（非常体制時） 防災関係機関 （略） ○中部電力パワーグリッド㈱三重支社 （略）
【別図１】 県災害対策本部組織図（非常体制時） 防災関係機関 ○中部電力㈱	【別図１】 県災害対策本部組織図（非常体制時） 防災関係機関 ○中部電力パワーグリッド㈱

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和２年３月修正案　新旧対照表

旧

【別表１】災害対策本部の組織

名称	
（略）	（略）
防災関係機関	・中部電力株式会社三重支店
（略）	

【災害対策統括部隊の概略】
社会基盤対策部隊
水道・工業用水道・電気班（施設の復旧対策等）【水道事業課他】

【別表２】三重県災害対策本部災害対策統括部の編成及び所掌事務
※各隊の必要職員数は兼務を含めた職員数とする。

1.　総括部隊

部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）
（略）		
総括班(9)	班長	防災対策部 災害対策課長
	班員	防災対策部 災害対策課(4)
		防災対策部 危機管理課(1)
		防災対策部 防災企画・地域支援課(1)
		戦略企画部 戦略企画総務課(2)
（燃料・電力・ガス供給担当）(1)	班員	防災対策部 災害対策課(1)

◆所掌事務（総括部隊）
総括隊
総括班
（略）
（燃料・電力・ガス供給担当）
県有車両、市町村の公用車両、救急車両等の燃料の確保
その他、災害対応、避難者対応、重要施設の業務継続等に必要な燃料の確保

2.　社会基盤対策部隊

部、部隊、隊及び班名		
（略）		
水道・工業用水道・電気班（２）		
◆所掌事務（社会基盤対策部隊）		対応部課（※３）
水道・工業用水道・電気班		
水道・工業用水道施設（県管理）の復旧に関すること		（略）
発電所施設（県管理）の復旧に関すること		電気事業課

新

【別表１】災害対策本部の組織

名称	
（略）	（略）
防災関係機関	・中部電力パワーグリッド株式会社三重支社
（略）	（略）

【災害対策統括部隊の概略】
社会基盤対策部隊
水道・工業用水道班（施設の復旧対策等）【水道事業課他】

【別表２】三重県災害対策本部災害対策統括部の編成及び所掌事務
※各隊の必要職員数は兼務を含めた職員数とする。

1.　総括部隊

部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）
（略）		
総括班(9)	班長	防災対策部 災害対策課長
	班員	防災対策部 災害対策課(4)
		防災対策部 危機管理課(1)
		防災対策部 防災企画・地域支援課(1)
		戦略企画部 戦略企画総務課(2)
（燃料・電力・ガス供給・通信確保担当）(1)	班員	防災対策部 災害対策課(1)

◆所掌事務（総括部隊）
総括隊
総括班
（略）
（燃料・電力・ガス供給・通信確保担当）
県有車両、市町村の公用車両、救急車両等の燃料の確保
その他、災害対応、避難者対応、重要施設の業務継続等に必要な燃料・通信の確保

2.　社会基盤対策部隊

部、部隊、隊及び班名		
（略）		
水道・工業用水道班（２）		
◆所掌事務（社会基盤対策部隊）		対応部課（※３）
水道・工業用水道班		
水道・工業用水道施設（県管理）の復旧に関すること		（略）
（削除）		（削除）

旧

3.　保健医療部隊

部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）
保健医療部隊（22）	部隊長	医療保健部長
	副部隊長	病院事業庁長
情報収集・分析班（7）	班長	医療保健部　医務国保課長
	班員	医療保健部　医務国保課（4）
		病院事業庁　県立病院課（1）
		医療保健部　医療保健総務課（1）
医療活動支援班（８）	班長	医療保健部　地域医療推進課長
	班員	医療保健部　地域医療推進課（5）
		医療保健部　健康づくり課（1）
		医療保健部　薬務感染症対策課（1）
保健衛生班（5）	班長	医療保健部　健康づくり課長
	班員	（略）
		医療保健部　健康づくり課（2）

◆ 所掌事務（保健医療部隊）	対応部課（※１）
情報収集・分析班	
部隊内の総合調整に関すること	医療保健総務課 医務国保課
統括部隊との連絡調整に関すること	医療保健総務課 医務国保課
部隊内の情報収集・整理に関すること	医療保健総務課 医務国保課 県立病院課
部隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関すること	医療保健総務課 医務国保課
受援調整に関すること	医療保健総務課 医務国保課
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
職員の派遣に関すること	医療保健総務課

新

3.　保健医療部隊

部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）
保健医療部隊（27）	部隊長	医療保健部長
	副部隊長	病院事業庁長
情報収集・分析班（13）	班長	医療保健部　人権・危機管理監
	班員	医療保健部　医療保健総務課（4）
		医療保健部　医療政策課（2）
		医療保健部　健康推進課（1）
		医療保健部　薬務感染症対策課(1)
		医療保健部　国民健康保険課(1)
		医療保健部　医療介護人材課（1）
		医療保健部　長寿介護課（1）
		医療保健部　ライフイノベーション課（1）
医療活動支援班（8）	班長	医療保健部　医療政策課長
	班員	医療保健部　医療政策課（4）
		病院事業庁　県立病院課（1）
		医療保健部　健康推進課（1）
		医療保健部　薬務感染症対策課（1）
保健衛生班（4）	班長	医療保健部　健康推進課長
	班員	（略）
		医療保健部　健康推進課（1）

◆ 所掌事務（保健医療部隊）	対応部課（※１）
情報収集・分析班	
部隊内の総合調整に関すること	医療保健総務課 （削除）
統括部隊との連絡調整に関すること	医療保健総務課 （削除）
部隊内の情報収集・整理に関すること	医療保健総務課 （削除）
部隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関すること	医療保健総務課 （削除）
受援の総合調整に関すること	医療保健総務課 （削除）
医療情報の収集・分析・共有に関すること 保健所、関係機関との連絡窓口に関すること	医務政策課 健康推進課 薬務感染症対策課 国民健康保険課 医療介護人材課 長寿介護課 ライフイノベーション課
派遣（職員含む）の総合調整に関すること	医療保健総務課

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和２年３月修正案　新旧対照表

旧	新
医療活動支援班 本部の医療対策に関すること　地域医療推進課 医療救護班等の編成及び派遣に関すること　地域医療推進課 入院治療を要するものの収容に関すること　地域医療推進課 難病、透析患者等に対する医療支援に関すること　健康づくり課 （新設） 輸血用血液の供給に関すること　薬務感染症対策課 医薬品、衛生材料及び防疫薬品等の供給に関すること　薬務感染症対策課 保健衛生班 （略） 保健師の派遣に関すること　健康づくり課 災害時精神科医療及び被災者のこころのケアに関すること　健康づくり課 （略） 食生活指導の支援に関すること　健康づくり課	医療活動支援班 本部の医療対策に関すること　医療政策課 医療救護班等の編成及び派遣に関すること　医療政策課 入院治療を要するものの収容に関すること　医療政策課 難病、透析患者等に対する医療支援に関すること　健康推進課 災害時精神科医療及び被災者のこころのケアに関すること　健康推進課 輸血用血液の供給に関すること　薬務感染症対策課 医薬品、衛生材料及び防疫薬品等の供給に関すること　薬務感染症対策課 保健衛生班 （略） 保健師の派遣に関すること　健康推進課 （削除） （略） 食生活指導の支援に関すること　健康推進課
5.被災者支援部隊 部、部隊、隊及び班名　職名　平時の職名（必要職員数） 被災者支援部隊(49)　部隊長　環境生活部長 （略） 教育対策隊(20)　隊長　教育委員会事務局 学校防災推進監 情報収集・分析班(5)　（略） 教育対策班(14)　班長　教育委員会事務局 教育総務課長 班員　教育委員会事務局 教育総務課(1) （略） 教育委員会事務局 研修企画・支援課(1) 環境生活部 私学課(1) ◆　所掌事務（被災者支援部隊）　対応部課(※１) 被災者支援隊 （略） 教育対策隊 情報収集分析班 （略） 教育対策班 （略） 社会教育施設の災害対策に関すること　社会教育・文化財保護課 （新設） 文化財等の災害対策に関すること　社会教育・文化財保護課 （新設） （略）	5.被災者支援部隊 部、部隊、隊及び班名　職名　平時の職名（必要職員数） 被災者支援部隊(49)　部隊長　環境生活部長 （略） 教育対策隊(20)　隊長　教育委員会事務局 学校防災推進監 情報収集・分析班(5)　（略） 教育対策班(15)　班長　教育委員会事務局 教育総務課長 班員　教育委員会事務局 教育総務課(1) （略） 教育委員会事務局 研修企画・支援課(1) 環境生活部 私学課(1)　環境生活部　文化振興課（１） ◆　所掌事務（被災者支援部隊）　対応部課(※１) 被災者支援隊 （略） 教育対策隊 情報収集分析班 （略） 教育対策班 （略） 社会教育施設の災害対策に関すること　社会教育・文化財保護課 文化振興課 文化財・歴史的公文書等の災害対策に関すること　社会教育・文化財保護課 文化振興課 （略）
【別図２】県地方災害対策部組織図（標準例） 事務所等 ○発電所	【別図２】県地方災害対策部組織図（標準例） 事務所等 （削除）

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和２年３月修正案　新旧対照表

旧

【別表４】地方部の所掌事務（標準例）

地方統括部各班及び各事務所等	所掌事務
（略）	
発電所	・発電所施設（県管理）の復旧に関すること

第２節　予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保（㈱2）

第２項　主要対策項目

対策（活動）項目	主担当部隊（班）	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（収集先）
（略）	（略）	（略）	（略）
土砂災害警戒情報の発表・伝達	社会基盤対策部隊(公共土木対策班)	台風等気象情報・予警報発表後速やかに	・土砂災害警戒判定メッシュ情報等（津地方気象台）
（略）	（略）	（略）	（略）

■共通事項等

防災気象情報伝達系統図

中部電力㈱三重支店

第３項　対策

■県が実際する対策

１　気象情報・予警報の収集・伝達

（３）ホームページ等での情報提供(総括部隊＜総務班＞)

三重県の防災情報ポータルサイト「防災みえ．ｊｐ」ホームページ及びメール等配信システムにより情報を提供する。

２　水防警報等の発表・伝達（社会基盤対策部隊＜公共土木施設対策班＞）

（略）

【三重県水防計画に定める指定水位観測所における河川水位の通報基準】

①　水防団待機水位（通報水位）に達したとき

②　氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき

（新設）

③　以後の時間毎の水位

（新設）

④　避難判断水位に達したとき

（新設）

⑤　氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき

（新設）

⑥　最高水位

（新設）

⑦　氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を下回ったとき

（新設）

新

【別表４】地方部の所掌事務（標準例）

地方統括部各班及び各事務所等	所掌事務
（略）	
（削除）	（削除）

第２節　予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保（㈱2）

第２項　主要対策項目

対策（活動）項目	主担当部隊（班）	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（収集先）
（略）	（略）	（略）	（略）
土砂災害警戒情報の発表・伝達	社会基盤対策部隊(公共土木対策班)	台風等気象情報・予警報発表後速やかに	・大雨警報（土砂災害）の危険度分布等（津地方気象台）
（略）	（略）	（略）	（略）

■共通事項等

防災気象情報伝達系統図

中部電力パワーグリッド㈱三重支社

第３項　対策

■県が実際する対策

１　気象情報・予警報の収集・伝達

（３）ホームページ等での情報提供(総括部隊＜総括班、総務班＞)

三重県の防災情報ポータルサイト「防災みえ．ｊｐ」ホームページ、メール配信システム及びＳＮＳ等により情報を提供する。

２　水防警報等の発表・伝達（社会基盤対策部隊＜公共土木施設対策班＞）

（略）

【三重県水防計画に定める指定水位観測所における河川水位の通報基準】

①水防団待機水位（通報水位）に達したとき

② 氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき

「警戒レベル２相当情報［洪水］」

③ 避難判断水位に達したとき

「警戒レベル３相当情報［洪水］」

④ 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき

「警戒レベル４相当情報［洪水］」

⑤ 堤防天端高に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれがある場合）

「警戒レベル４相当情報［洪水］」

⑥ 決壊や越水・溢水が発生したことを把握した場合（氾濫発生）

「警戒レベル５相当情報［洪水］」

⑦ 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を下廻ったとき

「警戒レベル３相当情報［洪水］」

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th></tr>
<tr><td>⑧　避難判断水位を下回ったとき
（新設）
（略）</td><td>⑧避難判断水位を下廻ったとき
「警戒レベル２相当情報［洪水］」
（略）</td></tr>
<tr><td>３　土砂災害警戒情報の発表・伝達(社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞)
(1) 雨量・土砂災害警戒判定メッシュ情報等の監視
県内に大雨警報が発表された場合、三重県土砂災害情報提供システムにより、雨量及び土砂災害警戒判定メッシュ情報等の監視を行う。
また、同システムを利用して、市町及び県民等に対し、雨量・土砂災害警戒判定メッシュ情報等を提供する。</td><td>３　土砂災害警戒情報の発表・伝達(社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞)
(1) 雨量・大雨警報（土砂災害）の危険度分布等の監視
県内に大雨警報が発表された場合、三重県土砂災害情報提供システムにより、雨量及び大雨警報（土砂災害）の危険度分布等の監視を行う。
また、同システムを利用して、市町及び県民等に対し、雨量・大雨警報（土砂災害）の危険度分布等を提供する。</td></tr>
<tr><td>４　被害情報等の収集・とりまとめ
(1)市町、防災関係機関等からの情報収集と提供
①（略）
②ライフライン・公共交通機関に関わる情報収集（総括部隊＜情報班＞）
NTT 回線等を通じて、公共機関（鉄道、バス、定期線等）の運行状況や高速道路の通行情報、NTT、電気、ガス会社からの情報等を定期的に収集する。</td><td>４　被害情報等の収集・とりまとめ
(1)市町、防災関係機関等からの情報収集と提供
①（略）
②ライフライン・公共交通機関に関わる情報収集（総括部隊＜情報班＞）
NTT 回線等を通じて、公共機関（鉄道、バス、定期船等）の運行状況や高速道路の通行情報、NTT、電気、ガス会社からの情報等を定期的に収集する。</td></tr>
<tr><td>【防災関係機関等から収集する情報の内容】
<table>
<tr><th>情　報　・　連　絡
内　容</th><th>部隊・班名</th><th>情報収集先</th><th>主な情報収集手段</th></tr>
<tr><td>1. 被害・復旧の状況</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>④ライフライン状況</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>県営水道</td><td>（水道・工業用水道・電気班）</td><td>地方部（水道事務所）</td><td>電話（衛星携帯電話含む）、業務用無線、ＭＣＡ無線</td></tr>
<tr><td>停電状況</td><td>総括部隊（情報班）</td><td>電気事業者</td><td>電話、ホームページ</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table></td><td>【防災関係機関等から収集する情報の内容】
<table>
<tr><th>情　報　・　連　絡
内　容</th><th>部隊・班名</th><th>情報収集先</th><th>主な情報収集手段</th></tr>
<tr><td>1. 被害・復旧の状況</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>④ライフライン状況</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>県営水道</td><td>（水道・工業用水道班）</td><td>地方部（水道事務所）</td><td>電話（衛星携帯電話含む）、業務用無線、ＭＣＡ無線</td></tr>
<tr><td>停電状況</td><td>総括部隊（情報班）</td><td>電気事業者</td><td>電話、ホームページ</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

旧	新
５　被害情報等の関係機関への情報提供等 **【三重県版タイムライン策定に伴い整理・検討した事前行動項目】** １　台風・気象情報等の整理・情報提供 タイムラインを実施するためには、台風や気象情報や警報級の可能性等の様々な情報を収集し、本県に被害を及ぼす可能性を整理・分析する必要があることから、早期の段階から津地方気象台等との連携を図り、また、これらの情報を各運用主体間で共有すべき行動項目を整理しました。 **【主な行動項目】** ・「台風、気象情報、警報級の可能性等の情報収集」（総括部隊） ・「台風進路、気象情報、警報級の可能性等の情報共有」（総括部隊） ・「県内各港の体制状況の情報共有」（総括部隊）	５　被害情報等の関係機関への情報提供等 **【三重県版タイムライン策定に伴い整理・検討した事前行動項目】** １　台風・気象情報等の整理・情報提供 タイムラインを実施するためには、台風や気象情報や早期注意情報（警報級の可能性）等の様々な情報を収集し、本県に被害を及ぼす可能性を整理・分析する必要があることから、早期の段階から津地方気象台等との連携を図り、また、これらの情報を各運用主体間で共有すべき行動項目を整理しました。 **【主な行動項目】** ・「台風、気象情報、早期注意情報（警報級の可能性）等の情報収集」（総括部隊） ・「台風進路、気象情報、早期注意情報（警報級の可能性）等の情報共有」（総括部隊） ・「県内各港の体制状況の情報共有」（総括部隊）

旧

■その他の防災関係機関が実際する対策

別表1　特別警報、警報の種類と概要

種　類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が付記される。
	大雪特別警報	大雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が付記される。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

新

■その他の防災関係機関が実際する対策

別表1　特別警報、警報の種類と概要

種　類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が付記される。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル５に相当する。
	大雪特別警報	大雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル４に相当する。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が付記される。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当する。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当する。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル４に相当する。

別表2　注意報の種類と概要

種類		概要
気象注意報	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される
	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される
洪水注意報		大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される
高潮注意報		台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される
波浪注意報		高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される
※地面現象注意報		大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される
※浸水注意報		浸水により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される

別表2　注意報の種類と概要

種類		概要
気象注意報	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される
	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される
洪水注意報		大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
高潮注意報		台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当する。
波浪注意報		高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される
※地面現象注意報		大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される
※浸水注意報		浸水により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される

旧	新
２　水防活動等に必要な予報及び警報等の発表 （２）洪水予報 別表３のとおり各気象台と国土交通省機関が共同して、洪水についての水防活動や行政機関・一般住民等への防災の利用に適合する予報を発表する。 ３　土砂災害警戒情報 津地方気象台及び三重県は、共同して降雨の状況等を監視し、発表基準を超過もしくは超過すると予想したときは、協議のうえ土砂災害警戒情報を発表する。 （略）	２　水防活動等に必要な予報及び警報等の発表 （２）洪水予報 別表３のとおり各気象台と国土交通省機関が共同して、洪水についての水防活動や行政機関・一般住民等への防災の利用に適合する予報を警戒レベルを付して、発表する。 ３　土砂災害警戒情報 津地方気象台及び三重県は、共同して降雨の状況等を監視し、発表基準を超過もしくは超過すると予想したときは、協議のうえ土砂災害警戒情報を発表する。土砂災害警戒情報は、避難が必要とされる警戒レベル４に相当する。 （略）
■地域・住民が実施する自助・共助の対策 １　風水害からの自衛措置 (1)　気象情報の収集及び避難の準備 住民は、市町が発行するハザードマップ等により、自らが居住等する地域に発生する洪水や高潮、土砂災害等の災害によるリスクを把握するよう努めるとともに、大雨や暴風が予想される場合は、テレビやラジオ、インターネットや防災行政無線、メール配信サービス等を通じて、気象情報や市町の発令する避難勧告等避難判断情報の収集に注意を払う。 （略） (2)　避難準備・高齢者等避難開始発表時の対応 住民は、自らが居住等する地域に市町から避難準備・高齢者等避難開始が発表された場合は、立ち退き避難又は垂直避難を行うため、飲料水・食料や衣類、貴重品、日用品等の非常持ち出し品を準備するなど、速やかに避難行動を起こせるよう備える。 また、避難行動要支援者に対しては、避難準備・高齢者等避難開始発表時点で避難行動を開始できるよう、介護者や地域が避難行動要支援者の避難行動を支援する。 （３）避難勧告発令時の対応 住民は、自らが居住等する地域に市町から避難勧告が発表された場合は、身の安全を図るため、立ち退き避難又は垂直避難等を行う。 （略） (4)　避難指示（緊急）発令時の対応 立ち退き避難を行う場合は、風雨が強まってからの避難は危険が高いため、住民は、避難指示（緊急）を待たず、避難勧告発令時点で指定避難場所へ避難を行うことを原則とする。 やむを得ず避難指示（緊急）が発令された段階で避難を行う場合は、災害発生がひっ迫している又は災害が発生している状況であることを鑑み、速やかに避難を行うか、それができない場合は生命を守ることを最優先した行動をとる。 （５）　（新設）	■地域・住民が実施する自助・共助の対策 １　風水害からの自衛措置 (1)　気象情報の収集及び避難の準備 住民は、市町が発行するハザードマップ等により、自らが居住等する地域に発生する洪水や高潮、土砂災害等の災害によるリスクを把握するよう努めるとともに、大雨や暴風が予想される場合は、テレビやラジオ、インターネットや防災行政無線、メール配信サービス等を通じて、気象情報や市町の発令する警戒レベルが付された避難勧告等避難判断情報の収集に注意を払う。 （略） (2)　［警戒レベル３］避難準備・高齢者等避難開始発表時の対応 住民は、自らが居住等する地域に市町から［警戒レベル３］避難準備・高齢者等避難開始が発表された場合は、立ち退き避難又は垂直避難を行うため、飲料水・食料や衣類、貴重品、日用品等の非常持ち出し品を準備するなど、速やかに避難行動を起こせるよう備える。 また、避難行動要支援者に対しては、［警戒レベル３］避難準備・高齢者等避難開始発表時点で避難行動を開始できるよう、介護者や地域が避難行動要支援者の避難行動を支援する。 （３）［警戒レベル４］避難勧告発令時の対応 住民は、自らが居住等する地域に市町から［警戒レベル４］避難勧告が発表された場合は、身の安全を図るため、立ち退き避難又は垂直避難等を行う。 （略） (4)　［警戒レベル４］避難指示（緊急）発令時の対応 立ち退き避難を行う場合は、風雨が強まってからの避難は危険が高いため、住民は、［警戒レベル４］避難指示（緊急）を待たず、［警戒レベル４］避難勧告発令時点で指定避難場所へ避難を行うことを原則とする。 やむを得ず［警戒レベル４］避難指示（緊急）が発令された段階で避難を行う場合は、災害発生がひっ迫している状況であることを鑑み、速やかに避難を行うか、それができない場合は生命を守ることを最優先した行動をとる。 （５）　［警戒レベル５］災害発生情報発令時の対応 住民は、自ら居住等する地域に市町から［警戒レベル５］災害発生情報が発令された場合は、既に災害が発生している状況であることを鑑み、生命を守るための最善の行動をとる。

旧	新
第３章　避難誘導体制の確保 **第１節　避難所の確保及び早期避難の促進 (修正3)** 第３項　対策 ■県が実施する対策 ２　市町に対する避難勧告等の判断支援（総括部隊＜総括班＞） (1) 避難判断情報等の提供（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞） 社会基盤対策部隊（公共土木対策班）は、市町が避難勧告等を判断するための情報として、雨量観測所の観測データや県管理河川の水位情報、土砂災害警戒判定メッシュ情報等を三重県の防災情報ポータルサイト「防災みえ．ｊｐ」や「三重県川の防災情報」、「三重県土砂災害情報提供システム」等のインターネットホームページを利用して提供する。 ■市町が実施する対策 １　避難の実施 (1) 避難実施体制の確立 市町は、災害発生の危険等が予測される地域に対し、速やかに避難勧告等を発令できるよう、雨量や河川水位情報、土砂災害警戒判定メッシュ情報等を監視し、避難実施等を判断するための体制を確立する。 (2) 避難所の開設 避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）を発令する必要が生じた場合は、あらかじめ指定されている避難所について、各避難所の避難所運営マニュアルに沿って速やかに避難所を開設する。 また、避難所を設置したときは、以下の事項についてただちに県に報告する。 ①　避難の種類（自主避難、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）） （略） (3) 避難準備・高齢者等避難開始・勧告・指示の発令 避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）を発令する際には、次の項目から必要な情報を明示して行い、同報無線やエリアメール、広報車、県災対本部を通じた放送関係機関への放送要請等を用い、住民等に対する避難情報の周知を図る。 （略） (4) 避難の実施 市町は、雨量や河川水位情報、土砂災害警戒判定メッシュ情報等を確認し、あらかじめ定める避難勧告等判断基準に達した場合は、災害発生の危険のある地域に対し、速やかに避難勧告等を発令する。	**第３章　避難誘導体制の確保** **第１節　避難所の確保及び早期避難の促進 (修正3)** 第３項　対策 ■県が実施する対策 ２　市町に対する避難勧告等の判断支援（総括部隊＜総括班＞） (1) 避難判断情報等の提供（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞） 社会基盤対策部隊（公共土木対策班）は、市町が避難勧告等を判断するための情報として、雨量観測所の観測データや県管理河川の水位情報、大雨警報（土砂災害）の危険度分布等を三重県の防災情報ポータルサイト「防災みえ．ｊｐ」や「三重県川の防災情報」、「三重県土砂災害情報提供システム」等のインターネットホームページを利用して提供する。 ■市町が実施する対策 １　避難の実施 (1) 避難実施体制の確立 市町は、災害発生の危険等が予測される地域に対し、速やかに避難勧告等を発令できるよう、雨量や河川水位情報、大雨警報（土砂災害）の危険度分布等を監視し、避難実施等を判断するための体制を確立する。 (2) 避難所の開設 ［警戒レベル３］避難準備・高齢者等避難開始、［警戒レベル４］避難勧告、［警戒レベル４］避難指示（緊急）、［警戒レベル５］災害発生情報を発令する必要が生じた場合は、あらかじめ指定されている避難所について、各避難所の避難所運営マニュアルに沿って速やかに避難所を開設する。 また、避難所を設置したときは、以下の事項についてただちに県に報告する。 ①　避難の種類（自主避難、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報） （略） (3) 避難準備・高齢者等避難開始・勧告・指示・災害発生情報の発令 ［警戒レベル３］避難準備・高齢者等避難開始、［警戒レベル４］避難勧告、［警戒レベル４］避難指示（緊急）、［警戒レベル５］災害発生情報を発令する際には、次の項目から必要な情報を明示して行い、同報無線やエリアメール、広報車、県災対本部を通じた放送関係機関への放送要請等を用い、住民等に対する避難情報の周知を図る。 （略） (4) 避難の実施 市町は、雨量や河川水位情報、大雨警報（土砂災害）の危険度分布等を確認し、あらかじめ定める避難勧告等判断基準に達した場合は、災害発生の危険のある地域に対し、速やかに避難勧告等を発令する。
【市町地域防災計画記載検討項目】 (1) 避難の実施体制 (2) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令 （略）	【市町地域防災計画記載検討項目】 (1) 避難の実施体制 (2) ［警戒レベル３］避難準備・高齢者等避難開始、［警戒レベル４］避難勧告、［警戒レベル４］避難指示（緊急）、［警戒レベル５］災害発生情報の発令 （略）

旧

■県民が実施する対策

１　避難勧告等発令時の行動

県民は、市町が発令する避難勧告等の意味を理解し、また、洪水ハザードマップや土砂災害危険箇所図等により、あらかじめ自らの居住等をする地域で災害が発生した場合の想定を把握し、どのような段階でどのような避難行動（公設避難場所や屋内の安全な場所への避難等）をとるべきかを把握しておき、避難勧告等が発令された場合は、速やかに避難を行うなど、身の安全を守る措置をとるよう努める。

第２節　避難行動要支援者・要配慮者の保護（修正4）

第３項　対策

■市町が実施する対策

１　避難行動要支援者の避難支援

(1) 避難行動要支援者の避難行動支援

避難準備・高齢者等避難開始等を発令した場合、避難行動に支障をきたす避難行動要支援者がいる場合は、避難支援等関係者の協力を得て、避難行動支援等を行う。

第３節　学校・園における児童生徒等の安全確保（修正5）

第２項　主要対策項目

対策（活動）項目	主担当部隊（班）	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（収集先）
児童生徒等の安全確保	被災者支援部隊（教育対策班）	台風等気象情報・予警報発表後速やかに	・気象情報（気象台） ・通学路周辺の河川水位、土砂災害警戒判定メッシュ情報等（県土整備部等） ・公共交通機関の運行状況（交通機関等）
私立学校・園の管理者を対象とした対策	被災者支援部隊（教育対策班）	台風等気象情報・予警報発表後に速やか	・気象情報（気象台） ・通学路周辺の河川水位、土砂災害警戒判定メッシュ情報等（県土整備部等） ・公共交通機関の運行状況（交通機関等）

第４章　災害未然防止活動

第１節　公共施設等の災害未然防止体制の確保（修正6）

【主担当部隊】：社会基盤対策部隊（公共土木対策班、農林水産対策班、水道・工業用水道・電気班）

第１項　活動方針

○　県管理公共施設等の安全確保・被害情報収集体制を確立する。
○　県有施設、県管理道路および上下水道・工業用水道・発電所施設（県管理）の台風接近前の被害防止体制を検討する。

新

■県民が実施する対策

１　避難勧告等発令時の行動

県民は、市町が発令する警戒レベルを付された避難勧告等の意味を理解し、また、洪水ハザードマップや土砂災害危険箇所図等により、あらかじめ自らの居住等をする地域で災害が発生した場合の想定を把握し、どのような段階でどのような避難行動（公設避難場所や屋内の安全な場所への避難等）をとるべきかを把握しておき、避難勧告等が発令された場合は、速やかに避難を行うなど、身の安全を守る措置をとるよう努める。

第２節　避難行動要支援者・要配慮者の保護（修正4）

第３項　対策

■市町が実施する対策

１　避難行動要支援者の避難支援

(1) 避難行動要支援者の避難行動支援

［警戒レベル３］避難準備・高齢者等避難開始等を発令した場合、避難行動に支障をきたす避難行動要支援者がいる場合は、避難支援等関係者の協力を得て、避難行動支援等を行う。

第３節　学校・園における児童生徒等の安全確保（修正5）

第２項　主要対策項目

対策（活動）項目	主担当部隊（班）	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（収集先）
児童生徒等の安全確保	被災者支援部隊（教育対策班）	台風等気象情報・予警報発表後速やかに	・気象情報（気象台） ・通学路周辺の河川水位、大雨警報（土砂災害）の危険度分布等（県土整備部等） ・公共交通機関の運行状況（交通機関等）
私立学校・園の管理者を対象とした対策	被災者支援部隊（教育対策班）	台風等気象情報・予警報発表後速やかに	・気象情報（気象台） ・通学路周辺の河川水位、大雨警報（土砂災害）の危険度分布等（県土整備部等） ・公共交通機関の運行状況（交通機関等）

第４章　災害未然防止活動

第１節　公共施設等の災害未然防止体制の確保（修正6）

【主担当部隊】：社会基盤対策部隊（公共土木対策班、農林水産対策班、水道・工業用水道班）

第１項　活動方針

○　県管理公共施設等の安全確保・被害情報収集体制を確立する。
○　県有施設、県管理道路および上下水道・工業用水道施設（県管理）の台風接近前の被害防止体制を検討する。

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和２年３月修正案　新旧対照表

旧

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部（部隊）	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
公共施設等の安全確保対策	社会基盤対策部隊＜公共土木対策班、農林水産対策班、水道・工業用水道・電気班＞	台風発生後速やかに	・台風、気象情報等(気象台) ・施設の危険箇所等（施設管理者）
公共施設等の被害情報等の収集	社会基盤対策部隊＜公共土木対策班、農林水産対策班、水道・工業用水道・電気班＞	災害対策本部設置後速やかに （大雨警報等発表後）	・施設の被害情報等(施設管理者)
（略）	（略）	（略）	（略）

第３項　対策

■県が実施する対策

５　水道施設（県管理）の安全確保・被害情報等の収集（社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道・電気班＞）

（略）

６　工業用水道施設（県管理）の安全確保・被害情報等の収集（社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道・電気班＞）

６　発電所施設（県管理）の安全確保・被害情報等の収集（社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道・電気班＞）

(1)　発電所施設における安全確保対策

発電所施設について、必要な安全確保対策を講じる。

(2)　被害情報等の収集

発電所施設における被害情報等を収集し、県災対本部へ報告を行うとともに、インターネットホームページ等での情報提供に努める。

【三重県版タイムライン策定に伴い整理・検討した事前行動項目】

４　水道・下水道・工業用水道・発電所施設（県管理）の要注意箇所等の台風接近前対策

（略）

【主な行動項目】
・「水道・下水道・工業用水道・発電用施設（県管理）の台風接近前対策」
（社会基盤対策部隊）

（略）

新

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部（部隊）	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
公共施設等の安全確保対策	社会基盤対策部隊＜公共土木対策班、農林水産対策班、水道・工業用水道班＞	台風発生後速やかに	・台風、気象情報等(気象台) ・施設の危険箇所等（施設管理者）
公共施設等の被害情報等の収集	社会基盤対策部隊＜公共土木対策班、農林水産対策班、水道・工業用水道班＞	災害対策本部設置後速やかに （大雨警報等発表後）	・施設の被害情報等(施設管理者)
（略）	（略）	（略）	（略）

第３項　対策

■県が実施する対策

５　水道施設（県管理）の安全確保・被害情報等の収集（社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道班＞）

（略）

６　工業用水道施設（県管理）の安全確保・被害情報等の収集（社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道班＞）

（削除）

【三重県版タイムライン策定に伴い整理・検討した事前行動項目】

４　水道・下水道・工業用水道施設（県管理）の要注意箇所等の台風接近前対策

（略）

【主な行動項目】
・「水道・下水道・工業用水道施設（県管理）の台風接近前対策」
（社会基盤対策部隊）

（略）

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和２年３月修正案　新旧対照表

旧

第３節　県民・企業等による安全確保（接近8）

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
(略)	(略)	(略)	(略)
災害情報共有システム(Ｌアラート)を活用した情報提供	総括部隊＜総務班＞	県災対本部設置後	・避難情報、被害情報等(市町、関係防災機関)

第３項　対策

■県が実施する対策

１　「防災みえ．ｊｐ」ホームページおよび「メール配信サービス」による災害情報等の提供・伝達（総括部隊＜総務班＞）

（略）

（３）　（新設）

３　災害情報共有システム（Ｌアラート）を活用した情報提供（総括部隊＜総務班＞）

災害発生時やその復興局面等において、公共情報を発信する自治体・ライフライン事業者などと、それを伝える放送事業者・通信事業者を結ぶ共通基盤である「災害情報共有システム（Ｌアラート）」を活用し、テレビ、ラジオ、携帯電話、ポータルサイト等の多様なメディアを通じた住民への情報提供を図る。

■市町が実施する対策

２　避難勧告等の伝達・報告

市町において、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等を発令する場合は、防災行政無線、緊急速報メールや報道機関への情報提供等、様々な手段を用いて住民等への伝達を行う。

また、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等を発令した場合は、速やかに県災対本部へ報告を行う。

■地域・県民が実施する対策

３　適切な避難行動の実施

県民は、自宅や勤務場所、通学場所等で発生しうる洪水や土砂災害等の様相や、災害発生時の避難場所、気象台が発表する気象情報や予警報、市町が発令する避難勧告等避難判断情報等の意味をあらかじめ十分に理解しておく。

（略）

新

第３節　県民・企業等による安全確保（接近8）

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
(略)	(略)	(略)	(略)
Ｌアラート(災害情報共有システム)を活用した情報提供	総括部隊＜総務班＞	県災対本部設置後	・避難情報、被害情報等(市町、関係防災機関)

第３項　対策

■県が実施する対策

１　「防災みえ．ｊｐ」ホームページ、「メール配信サービス」及びＳＮＳ等による災害情報等の提供・伝達（総括部隊＜総括班、総務班＞）

（略）

（３）ＳＮＳ等による情報提供

県民・企業等が災害情報を確認し、自らの防災行動へ活用することを促進するため、あらかじめ登録を行った県民等を対象に、ＳＮＳ等により気象情報や避難に必要な情報等を提供する。

①気象警報・注意報

②台風情報

③避難勧告等の発令状況

④避難行動等の県民が取るべき行動に関する情報　　など

３　Ｌアラート（災害情報共有システム）を活用した情報提供（総括部隊＜総務班＞）

災害発生時やその復興局面等において、公共情報を発信する自治体・ライフライン事業者などと、それを伝える放送事業者・通信事業者を結ぶ共通基盤である「Ｌアラート（災害情報共有システム）」を活用し、テレビ、ラジオ、携帯電話、ポータルサイト等の多様なメディアを通じた住民への情報提供を図る。

■市町が実施する対策

２　避難勧告等の伝達・報告

市町において、［警戒レベル３］避難準備・高齢者等避難開始、［警戒レベル４］避難勧告、［警戒レベル４］避難指示（緊急）、［警戒レベル５］災害発生情報等を発令する場合は、防災行政無線、緊急速報メールや報道機関への情報提供等、様々な手段を用いて住民等への伝達を行う。

また、［警戒レベル３］避難準備・高齢者等避難開始、［警戒レベル４］避難勧告、［警戒レベル４］避難指示（緊急）、［警戒レベル５］災害発生情報等を発令した場合は、速やかに県災対本部へ報告を行う。

■地域・県民が実施する対策

３　適切な避難行動の実施

県民は、自宅や勤務場所、通学場所等で発生しうる洪水や土砂災害等の様相や、災害発生時の避難場所、気象台が発表する気象情報や予警報、市町が発令する警戒レベルを付された避難勧告等避難判断情報等の意味をあらかじめ十分に理解しておく。

（略）

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th></tr>
<tr><td>
第４部　発災後の応急対策
第１章　災害対策本部活動の実施
第２節　通信機能の確保 (発災2)
第３項　対策
■県が実施する対策
（別表１）
関係機関等名　通信手段　代替手段等
（略）　（略）　（略）
電気事業者　・固定通信網、移動体通信網等　・連絡員派遣
・中部電力三重支店　・三重県防災通信ネットワーク（地上系）
・インターネットメール
</td><td>
第４部　発災後の応急対策
第１章　災害対策本部活動の実施
第２節　通信機能の確保 (発災2)
第３項　対策
■県が実施する対策
（別表１）
関係機関等名　通信手段　代替手段等
（略）　（略）　（略）
電気事業者　・固定通信網、移動体通信網等　・連絡員派遣
・中部電力パワーグリッド三重支社　（削除）
・インターネットメール
・ＪＥＲＡ西日本支社
</td></tr>
<tr><td>
２　通信途絶時の対応
（略）
(6) アマチュア無線等の活用（総括部隊＜総務班＞）
（略）
（新設）
</td><td>
２　通信途絶時の対応
（略）
(6) アマチュア無線等の活用（総括部隊＜総務班＞）
（略）
(7) 通信の臨時確保の要請
三重県広域受援計画に基づき、通信支障の発生状況を確認し、通信の臨時確保のニーズ調査を行う中で、県施設の通信途絶が発生している場合は、県内の電気通信事業者に対して、通信の臨時確保の要請を行う。県内の電気通信事業者で対応できない場合は、国の緊急災害対策本部に対して要請を行う。
</td></tr>
<tr><td>
■市町が実施する対策
２　通信途絶時の対応
災害により通信が途絶又は途絶のおそれがあるときは、避難勧告等の重要な情報を住民に伝達するため、市町は防災行政無線による情報伝達ができない地域等に対し、広報車やメール配信サービス、インターネットホームページ等を通じて周知を図る。
（略）
</td><td>
■市町が実施する対策
２　通信途絶時の対応
災害により通信が途絶又は途絶のおそれがあるときは、警戒レベルを付された避難勧告等の重要な情報を住民に伝達するため、市町は防災行政無線による情報伝達ができない地域等に対し、広報車やメール配信サービス、インターネットホームページ等を通じて周知を図る。
（略）
</td></tr>
<tr><td>
第４節　災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用 (発災4)
第３項　対策
■県が実施する対策
１　災害情報の収集、分析、伝達
(1)　災害情報の収集
①　災害発生情報の収集（総括部隊＜情報班＞）
（略）
③　その他の機関の情報の活用（総括部隊＜総括班、情報班＞）
必要に応じて、警察や消防機関、海上保安庁等から被災地における被害情報等の収集を行う。
（略）
２　県民への広報・広聴
（１）県民への情報提供（総括部隊＜広聴広報班＞）
</td><td>
第４節　災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用 (発災4)
第３項　対策
■県が実施する対策
１　災害情報の収集、分析、伝達
(1)　災害情報の収集
①　災害発生情報の収集（総括部隊＜情報班＞）
（略）
③　その他の機関の情報の活用（総括部隊＜総括班、情報班＞）
必要に応じて、警察や消防機関、海上保安庁、ＪＡＸＡ、ドローン関係団体等から被災地における被害情報等の収集を行う。
２　県民への広報・広聴
（１）県民への情報提供（総括部隊＜広聴広報班＞）
</td></tr>
</table>

旧	新
（略） また、避難情報等に関しては、災害時情報共有システム（Ｌアラート）を活用して情報伝達を行うこととし、伝達手段の多様化・多重化を図る。 （略）	（略） また、避難情報等に関しては、Ｌアラート（災害時情報共有システム）を活用して情報伝達を行うこととし、伝達手段の多様化・多重化を図る。 （略）
■市町が実施する対策 ２　住民への広報・広聴 （１）住民への情報提供 （略） また、避難情報等に関しては、災害時情報共有システム（Ｌアラート）を活用して情報伝達を行うこととし、伝達手段の多様化・多重化を図る。	■市町が実施する対策 ２　住民への広報・広聴 （１）住民への情報提供 （略） また、避難情報等に関しては、Ｌアラート（災害時情報共有システム）を活用して情報伝達を行うこととし、伝達手段の多様化・多重化を図る。
第５節　応援・受援体制の整備（発災5） 第３項　対策 ■県が実施する対策 **≪受援体制≫（県外及び県内自治体等からの受援）** 【三重県広域受援計画（平成 30 年３月）の構成】 （略） 第７章　燃料供給及び電力・ガスの臨時供給に関する計画 （略）	**第５節　応援・受援体制の整備（発災5）** 第３項　対策 ■県が実施する対策 **≪受援体制≫（県外及び県内自治体等からの受援）** 【三重県広域受援計画（令和２年３月修正）の構成】 （略） 第７章　燃料供給及び電力・ガスの臨時供給、通信の臨時確保に関する計画 （略）
第６節　国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等（発災6） 第３項　対策 ■県が実施する対策 １　国及びその他の地方公共団体への職員の派遣要請等（総括部隊＜応援・受援班＞） （１）国の職員の派遣要請 指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣要請は、基本法第 29 条に基づき、文書で行う。 ■市町が実施する対策 １　国及びその他の地方公共団体への職員の派遣要請等 （１）国の職員の派遣要請 指定地方行政機関の職員の派遣要請は、基本法第 29 条に基づき、文書で行う。	**第６節　国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等（発災6）** 第３項　対策 ■県が実施する対策 １　国及びその他の地方公共団体への職員の派遣要請等（総括部隊＜応援・受援班＞） （１）国の職員の派遣要請 指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣要請は、基本法第 29 条に基づき、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して文書で行う。 ■市町が実施する対策 １　国及びその他の地方公共団体への職員の派遣要請等 （１）国の職員の派遣要請 指定地方行政機関の職員の派遣要請は、基本法第 29 条に基づき、指定地方行政機関に対して文書で行う。
第２章　緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急対策 **第１節　緊急の交通・輸送機能の確保（発災7）** 第３項　対策 ■県が実施する対策 ３　道路パトロールと緊急時の措置（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞） （２）道路パトロール時における緊急時の措置 （略） ③　住民への周知 （略）	**第２章　緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急対策** **第１節　緊急の交通・輸送機能の確保（発災7）** 第３項　対策 ■県が実施する対策 ３　道路パトロールと緊急時の措置（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞） （２）道路パトロール時における緊急時の措置 （略） ③　住民等への周知 （略）

旧

４　緊急輸送道路等の確保（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞）

被災者及び救助・救急要員等の輸送あるいは災害応急対策用物資及び資材の運搬等の災害対策活動を迅速かつ効果的に実施するため、以下により、必要な緊急輸送道路及びくしの歯ルートの確保を図る。

■その他の防災関係機関が実施する対策

（略）

＜中日本高速道路株式会社の対策＞

（略）

（新設）

（略）

第４節　ライフライン施設被災時の応急対策（発災10）

【主担当部隊】：社会基盤対策部隊（公共土木対策班、水道・工業用水道・電気班）

第１項　活動方針

○ 水道、下水道、工業用水道、発電所施設（県管理）について、被害状況を迅速に把握し、二次災害防止措置を講じる。
○　（略）

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部・部隊	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
水道施設（県管理）の応急対策	社会基盤対策部隊（水道・工業用水道・電気班）	【発災１時間以内】発災後速やかに	・施設の被害状況（水道事務所）
下水道施設（県管理）の応急対策	（略）	（略）	（略）
工業用水道施設（県管理）の応急対策	社会基盤対策部隊（水道・工業用水道・電気班）	【発災１時間以内】発災後速やかに	・施設の被害状況（水道事務所）
発電所施設（県管理）の応急対策	社会基盤対策部隊（水道・工業用水道・電気班）	【発災１時間以内】発災後速やかに	・施設の被害状況（発電所）

新

４　緊急輸送道路等の確保（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞）

被災者及び救助・救急要員等の輸送あるいは災害応急対策用物資及び資材の運搬等の災害対策活動を迅速かつ効果的に実施するため、以下により、必要な緊急輸送道路等の確保を図る。

■その他の防災関係機関が実施する対策

（略）

＜中日本高速道路株式会社の対策＞

（略）

（新設）

＜その他道路管理者の対策＞

１　通行規制の実施

「＜県が実施する対策＞　１　通行規制の実施」に準じる。

２　道路パトロールと緊急時の措置

「＜県が実施する対策＞　３　道路パトロールと緊急時の措置」に準じる。

３　緊急輸送道路等の確保

「＜県が実施する対策＞　４　緊急輸送道路等の確保」に準じる。

（略）

第４節　ライフライン施設被災時の応急対策（発災10）

【主担当部隊】：社会基盤対策部隊（公共土木対策班、水道・工業用水道班）

第１項　活動方針

○ 水道、下水道、工業用水道施設（県管理）について、被害状況を迅速に把握し、二次災害防止措置を講じる。
○　（略）

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部・部隊	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
水道施設(県管理)の応急対策	社会基盤対策部隊（水道・工業用水道班）	【発災１時間以内】発災後速やかに	・施設の被害状況（水道事務所）
下水道施設（県管理）の応急対策	（略）	（略）	（略）
工業用水道施設（県管理）の応急対策	社会基盤対策部隊（水道・工業用水道班）	【発災１時間以内】発災後速やかに	・施設の被害状況（水道事務所）

（削除）

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和２年３月修正案　新旧対照表

旧

第３項　対策
■県が実施する対策
１　水道施設（県管理）の応急対策（社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道・電気班＞）
（略）
３　工業用水道施設（県管理）の応急対策（社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道・電気班＞）
４　発電所施設（県管理）の応急対策（社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道・電気班＞）
(1) 被害状況の把握等
発災後、発電所施設について、施設の損傷及び機能の確認にあたらせる。
(2) 被害の拡大及び二次災害の防止
被災箇所については、施設の重要度及び被災の程度に応じて、被害拡大防止措置及び二次災害発生防止のための応急措置を実施する。

第５節　ヘリコプターの活用（発災12）
第３項　対策
■県が実施する対策
２　ヘリコプターの応援要請（総括部隊＜救助班＞）
（略）
(4)　協定事業者への要請

協定名	締結相手方
（略）	（略）
（新設）	（新設）

第３章　救助・救急及び医療・救護活動
第１節　救助・救急活動（発災12）
【主担当部隊】：総括部隊（総括班、救助班、総務班）
警察部隊
三重県消防応援活動調整本部
社会基盤対策部隊（水道・工業用水道・電気班）

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
（略）	（略）	（略）	（略）
重機・資機材の調達等	総括部隊（総括班、救助班） 警察部隊 三重県消防応援活動調整本部 社会基盤対策部隊（水道・工業用水道・電気班）	【発災後６時間以内】 各救助機関での部隊派遣要請後	・被害状況、救助現場の状況、気象状況、救助活動の状況（県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防、津地方気象台） ・重機・資機材の確保状況（県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防）
（略）	（略）	（略）	（略）

新

第３項　対策
■県が実施する対策
１　水道施設（県管理）の応急対策（社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道班＞）
（略）
３　工業用水道施設（県管理）の応急対策（社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道班＞）
（削除）

第５節　ヘリコプターの活用（発災12）
第３項　対策
■県が実施する対策
２　ヘリコプターの応援要請（総括部隊＜救助班＞）
（略）
(4)　協定事業者への要請

協定名	締結相手方
（略）	（略）
災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定	日本ヘリシス株式会社

第３章　救助・救急及び医療・救護活動
第１節　救助・救急活動（発災12）
【主担当部隊】：総括部隊（総括班、救助班、総務班）
警察部隊
三重県消防応援活動調整本部
社会基盤対策部隊（水道・工業用水道班）

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
（略）	（略）	（略）	（略）
重機・資機材の調達等	総括部隊（総括班、救助班） 警察部隊 三重県消防応援活動調整本部 社会基盤対策部隊（水道・工業用水道班）	【発災後６時間以内】 各救助機関での部隊派遣要請後	・被害状況、救助現場の状況、気象状況、救助活動の状況（県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防、津地方気象台） ・重機・資機材の確保状況（県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防）
（略）	（略）	（略）	（略）

旧	新
第３項　対策 ■県が実施する対策 ４　重機・資機材の調達等（総括部隊〈総括班、救助班〉、警察部隊、三重県消防応援活動調整本部、社会基盤対策部隊〈水道・工業用水道・電気班〉）	第３項　対策 ■県が実施する対策 ４　重機・資機材の調達等（総括部隊〈総括班、救助班〉、警察部隊、三重県消防応援活動調整本部、社会基盤対策部隊〈水道・工業用水道班〉）
第２節　医療・救護活動（発災13） 第３項　対策 ■県が実施する対策 １　医療情報の収集・共有 （1）医療情報の収集・共有（保健医療部隊＜情報収集・分析班＞） （略） 収集した情報をもとに、災害医療コーディネーター、ＤＰＡＴ統括者の助言を得て、ＤＭＡＴ・ＤＰＡＴや医療救護班の派遣要請を検討する。 （新設） （略） ２　医療・救護活動 (1)　ＤＭＡＴ派遣（保健医療部隊＜医療活動支援班＞） ①　三重ＤＭＡＴの派遣 （略） ②　日本ＤＭＡＴの派遣要請 （略） ③　ＤＭＡＴの活動調整 県災対本部保健医療部隊内に設置した医療本部において、統括ＤＭＡＴがＤＭＡＴ調整本部機能を担う。 （略） (2)　医療救護班の派遣及び配置調整（保健医療部隊＜医療活動支援班＞） ①　医療救護班の派遣要請 （略） ②　地方部による派遣調整 （略） ③　医療救護班の派遣 （略） ④　国及び他都道府県への派遣要請 （略） ⑤　その他 医療救護班の配置調整については、災害医療コーディネーター等の支援、助言を得て行うことができる。また、県内における医療救護班の連絡体制については、医療本部で調整する。 （略） (6) 精神保健支援・ＤＰＡＴの派遣（保健医療部隊＜保健衛生班＞） 精神保健支援については、災害医療本部保健医療部隊に設置するＤＰＡＴ調整本部を中核	**第２節　医療・救護活動（発災13）** 第３項　対策 ■県が実施する対策 １　医療情報の収集・共有 （1）医療情報の収集・共有（保健医療部隊＜情報収集・分析班＞） （略） 収集した情報をもとに、災害医療コーディネーター、統括ＤＭＡＴ、ＤＰＡＴ統括者の助言を得て、ＤＭＡＴ・ＤＰＡＴや医療救護班の派遣要請を検討する。 なお、保健医療活動チームの派遣調整、情報連携等は、県災対本部保健医療部隊が兼ねる県保健医療調整本部において総合調整を行う。 （略） ２　医療・救護活動 (1)　ＤＭＡＴ派遣（保健医療部隊＜医療活動支援班＞） ア　三重ＤＭＡＴの派遣 （略） イ　日本ＤＭＡＴの派遣要請 （略） ウ　ＤＭＡＴの活動調整 県災対本部保健医療部隊（県保健医療調整本部）に設置したＤＭＡＴ調整本部において、統括ＤＭＡＴ等がＤＭＡＴの活動調整を行う。 （略） (2)　医療救護班の派遣及び配置調整（保健医療部隊＜医療活動支援班＞） ア　医療救護班の派遣要請 （略） イ　地方部による派遣調整 （略） ウ　医療救護班の派遣 （略） エ　国及び他都道府県への派遣要請 （略） オ　その他 医療救護班の配置調整については、災害医療コーディネーター等の支援、助言を得て行うことができる。また、県内における医療救護班の連絡体制については、県保健医療調整本部で調整する。 （略） (6) 精神保健支援・ＤＰＡＴの派遣（保健医療部隊＜医療活動支援班＞） 精神保健支援については、県災対本部保健医療部隊（県保健医療調整本部）に設置するＤＰ

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th></tr>
<tr><td>とし、保健所が市町等と連携し、必要な箇所で被災者の救護活動を行うとともに、必要に応じ精神科医師、看護師、精神保健福祉士、臨床心理士等からなる災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）を被災地へ派遣する。
（略）
ウ　ＤＰＡＴの活動調整
県災対本部保健医療部隊内に設置したＤＰＡＴ調整本部において、ＤＰＡＴ総括者等がＤＰＡＴ派遣及び他自治体ＤＰＡＴ派遣要請ほか、ＤＭＡＴとの連携に関して調整を行う。
（7）災害時こころのケア活動（保健医療部隊＜保健衛生班＞）</td><td>ＡＴ調整本部を中核とし、保健所が市町等と連携し、必要な箇所で被災者の救護活動を行うとともに、必要に応じ精神科医師、看護師、精神保健福祉士、臨床心理士等からなる災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）を被災地へ派遣する。
（略）
ウ　ＤＰＡＴの活動調整
ＤＰＡＴ調整本部において、ＤＰＡＴ総括者等がＤＰＡＴ派遣及び他自治体ＤＰＡＴ派遣要請ほか、ＤＭＡＴとの連携に関して調整を行う。
（7）災害時こころのケア活動（保健医療部隊＜医療活動支援班＞）</td></tr>
<tr><td>第４章　緊急避難対策
第１節　避難の指示等及び避難場所・避難所の確保（発災14）
第３項　対策
■県が実施する対策
１　避難の指示等
（略）
（５）放送事業者を活用した避難勧告・避難指示（緊急）等の広報（総括部隊＜総括班、広聴広報班＞）
市町長の避難勧告･避難指示（緊急）の発表を受け、放送事業者にこれら勧告・指示の広報を依頼する。

■市町が実施する対策
１　避難の指示等
（略）
（5）避難指示（緊急）等の解除
市町長は、避難勧告又は避難指示（緊急）の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。

４　避難所の開設及び運営
（4）避難所の運営及び管理
（略）
⑦　帰宅困難者については、交通情報等の提供により早期の帰宅を促す。</td><td>第４章　緊急避難対策
第１節　避難の指示等及び避難場所・避難所の確保（発災14）
第３項　対策
■県が実施する対策
１　避難の指示等
（略）
（５）放送事業者を活用した避難勧告・避難指示（緊急）等の広報（総括部隊＜総括班、広聴広報班＞）
市町長の［警戒レベル４］避難勧告･避難指示（緊急）等の発表を受け、放送事業者にこれら勧告・指示の広報を依頼する。

■市町が実施する対策
１　避難の指示等
（略）
（5）避難指示（緊急）等の解除
市町長は、［警戒レベル４］避難勧告、［警戒レベル４］避難指示（緊急）または［警戒レベル５］災害発生情報の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。

４　避難所の開設及び運営
（4）避難所の運営及び管理
（略）
⑦　帰宅困難者については、交通機関が停滞しているときは、一斉帰宅を抑制するとともに、状況に応じて、早期の帰宅の促進を検討する。</td></tr>
<tr><td>第５章　特定自然災害対策
第１節　局地的大雨・竜巻・雪害の対策（発災17）
第２項　主要対策項目
<table><tr><th>対策（活動）項目</th><th>主担当部隊（班）</th><th>活動開始（準備）時期等</th><th>重要な収集情報（収集先）</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>３　雪害対策</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>・雪に関する気象情報（気象台）</td></tr></table></td><td>第５章　特定自然災害対策
第１節　局地的大雨・竜巻・雪害の対策（発災17）
第２項　主要対策項目
<table><tr><th>対策（活動）項目</th><th>主担当部隊（班）</th><th>活動開始（準備）時期等</th><th>重要な収集情報（収集先）</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>３　雪害対策</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>・大雪に関する気象情報（気象台）</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>第３項　対策
■県民・事業者等が実施する対策</td><td>第３項　対策
■県民・事業者等が実施する対策</td></tr>
</table>

旧

3　雪害対策
(1)　局地的大雨に関する防災気象情報等の活用

第５部　被災者支援・復旧対策
第２節　災害救助法の適用（復旧2）

災害救助法による救助の程度と期間
「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表
平成３１年度災害救助基準

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 １人　１日当たり 320円以内 （加算額） 冬期　別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から７日以内	１　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 ２　避難にあたっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅 １　規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 ２　基本額　１戸当たり 5,610,000円以内 ３　建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の現状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	１　費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,610,000円以内であればよい。 ２　同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50戸未満であっても小規模な施設を設置できる） ３　高齢者等の要援護者を数人以

新

3　雪害対策
(1)　局地的大雪に関する防災気象情報等の活用

第５部　被災者支援・復旧対策
第２節　災害救助法の適用（復旧2）

災害救助法による救助の程度と期間
「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表
令和元年度災害救助基準

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 １人　１日当たり 330円以内 （加算額） 冬期　別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から７日以内	１　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 ２　避難にあたっての輸送費は別途計上 ３　避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅 １　規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 ２　基本額　１戸当たり 5,714,000円以内 ３　建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の現状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	１　費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。 ２　同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50戸未満であっても小規模な施設を設置できる） ３　高齢者等の要援護者を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 ４　供与期間は2年以内

旧					新				
				上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4　供与期間は 2 年以内					
		○借上仮設住宅 1　規模　建設型仮設住宅に準じる 2　基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1　費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2　供与期間は建設型仮設住宅と同様。			○賃貸型応急仮設住宅 1　規模　建設型仮設住宅に準じる 2　基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1　費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2　供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1　避難所に収容された者 2　全半壊（焼）、流出、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,140 円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい（1食は1/3日）	炊き出しその他による食品の給与	1　避難所に収容された者 2　全半壊（焼）、流出、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,160 円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい（1 食は 1/3 日）
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 （飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上	飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 （飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流出、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1　夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2　下記の金額の範囲内	災害の発生の日から 10 日以内	1　備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2　現物給付に限ること	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流出、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困	1　夏季(4月～9月)冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2　下記の金額の範囲内	災害の発生の日から 10 日以内	1　備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2　現物給付に限ること

旧

	区分		１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人以上１人増すごとに加算
医療	全壊 半壊 流出	夏	18,500	23,800	35,100	42,000	53,200	7,800
		冬	30,600	39,700	55,200	64,500	81,200	11,200
	半壊 半焼 床上浸水	夏	6,000	8,100	12,200	14,800	18,700	2,600
		冬	9,800	12,800	18,100	21,500	27,100	3,500
	医療の途を失った者 （応急的処置）		１　救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 ２　病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 ３　施術者 協定料金の額以内		災害の発生の日から 14 日以内		患者等の移送費は、別途計上	
助　産	災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）		１　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 ２　助産師による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額		分べんした日から７日以内		妊婦等の移送費は、別途計上	
被災者の救助	１　現に生命、身体が危険な状態にある者 ２　生死不明な状態にある者		当該地域における通常の実費		災害発生の日から３日以内		１　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 ２　輸送費、人件費は、別途計上	
被災した住宅の応急修理	１　住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 ２　大規模な補修を行わなければ居住することが困難		居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分１世帯当たり 584,000 円以内		災害発生の日から１ヵ月以内			

新

	難な者	区分		１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人以上１人増すごとに加算
医療		全壊 全焼 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
			冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
		半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
			冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600
	医療の途を失った者 （応急的処置）	１　救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 ２　病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 ３　施術者 協定料金の額以内				災害の発生の日から 14 日以内		患者等の移送費は、別途計上	
助　産	災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	１　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 ２　助産師による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額				分べんした日から７日以内		妊婦等の移送費は、別途計上	
被災者の救助	１　現に生命、身体が危険な状態にある者 ２　生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費				災害発生の日から３日以内		１　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 ２　輸送費、人件費は、別途計上	
被災した住宅の応急修理	１　住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 ２　大規模な補修を行わなければ居住すること	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分１世帯当たり 595,000 円以内				災害発生の日から１ヵ月以内			

旧					新				
	である程度に住家が半壊（焼）した者					が困難である程度に住家が半壊（焼）した者			
学用品の給与	住宅の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒。	1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2　文房具及び通学用品は、１人当たり次の金額以内 小学生児童 4,400 円 中学生生徒 4,700 円 高等学校等 5,100 円	災害発生の日から （教科書） １ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15 日以内	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。	学用品の給与	住宅の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒。	1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2　文房具及び通学用品は、１人当たり次の金額以内 小学生児童 4,500 円 中学生生徒 4,800 円 高等学校等 5,200 円	災害発生の日から （教科書） １ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15 日以内	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	１体当たり 大人（12 歳以上） 211,300 円以内 小人（12 歳未満） 168,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。	埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	１体当たり 大人（12 歳以上） 215,200 円以内 小人（12 歳未満） 172,000 円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	1　輸送費、人件費は、別途計上 2　災害発生後３日を経過したものは一応死亡した者と推定している。	死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1　輸送費、人件費は、別途計上 2　災害発生後３日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） １体当り 3,400 円以内 一時保存 ｛既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当り5,300円以内｝ 検案　救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1　検案は原則として救護班 2　輸送費、人件費は、別途計上 3　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。	死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） １体当り 3,500 円以内 一時保存 ｛既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当り5,400円以内｝ 検案　救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1　検案は原則として救護班 2　輸送費、人件費は、別途計上 3　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力で除去することのできない者	１世帯当り 135,400 円以内	災害発生の日から 10 日以内		障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力で除去することの	１世帯当り 137,900 円以内	災害発生の日から10日以内	

旧

輸送費及び賃金職員等雇上費	１被災者の避難 ２医療及び助産 ３被災者の救出 ４飲料水の供給 ５死体の捜索 ６死体の処理 ７救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範　　囲	費用の限度額等	期　　間	備　　考
実費弁償	災害救助法施行令第４条第１号から第４号までに規定する者	災害救助法等第７条第１項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

（新設）

新

	できない者			
輸送費及び賃金職員等雇上費	１被災者の避難 ２医療及び助産 ３被災者の救出 ４飲料水の供給 ５死体の捜索 ６死体の処理 ７救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範　　囲	費用の限度額等	期　間	備　　考
実費弁償	災害救助法施行令第４条第１号から第４号までに規定する者	災害救助法等第７条第１項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	１　時間外勤務手当 ２　賃金職員等雇上費 ３　旅費 ４　需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） ５　使用料及び賃借料 ６　通信運搬費 ７　委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記１から７までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ　３千万円以下の部分の金額については 100 分の 10 ロ　３千万円を超え６千万円以下の部分の金額については 100 分の９ ハ　６千万円を超え１億円以下の部分の金額については 100 分の８	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th></tr>
<tr><td>（新設）</td><td>
<table>
<tr><td></td><td></td><td>二　1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7
ホ　2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6
ヘ　3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5
ト　5億円を超える部分の金額については 100 分の 4</td><td></td><td></td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>

第３節　救援物資等の供給 (復旧5)

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
(略)	(略)	(略)	(略)
救援物資の受入	救援物資部隊（物資活動班）	【発災 24 時間以内】物資提供の申し出があり次第	・広域物資提供情報(他府県、国)
(略)	(略)	(略)	(略)
物資等の供給	救援物資部隊（物資活動班）	【発災 72 時間以内】市町から供給要請があった時点	・物資拠点状況（地方部、市町） ・物資配送状況（国、協定締結団体等）
(略)	(略)	(略)	(略)

第３項　対策

■市町が実施する対策

３　生活必需品等の調達・供給活動

【生活必需品等供給計画】

生活必需品等の供給はおおむね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。

・避難者発生～24 時間以内 ：　医薬品（風邪薬、胃腸薬等一般的なもの）、乳幼児用粉ミルク、おむつ（乳幼児用、成人用）、毛布、仮設トイレ等

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜生活必需品等の調達に関する協定等締結団体の対策＞

１　生活必需品等の調達に関する協定締結団体

（略）

（新設）

</td><td>

第３節　救援物資等の供給 (復旧5)

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
(略)	(略)	(略)	(略)
救援物資の受入	救援物資部隊（物資支援班）	【発災 24 時間以内】物資提供の申し出があり次第	・広域物資提供情報(他府県、国)
(略)	(略)	(略)	(略)
物資等の供給	救援物資部隊（物資支援班）	【発災 72 時間以内】市町から供給要請があった時点	・物資拠点状況（地方部、市町） ・物資配送状況（国、協定締結団体等）
(略)	(略)	(略)	(略)

第３項　対策

■市町が実施する対策

３　生活必需品等の調達・供給活動

【生活必需品等供給計画】

生活必需品等の供給はおおむね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。

・避難者発生～24 時間以内 ：　医薬品（風邪薬、胃腸薬等一般的なもの）、乳幼児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、おむつ（乳幼児用、成人用）、毛布、仮設トイレ、携帯・簡易トイレ等

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜生活必需品等の調達に関する協定等締結団体の対策＞

１　生活必需品等の調達に関する協定締結団体

（略）

・株式会社総合サービス

</td></tr>
</table>

旧

第４節　給水活動（復旧6）

【主担当部隊】：総括部隊（救助班、情報班）
社会基盤対策部隊（水道・工業用水道・電気班）
（略）

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
飲料水の確保	社会基盤対策部隊(水道・工業用水道・電気班) 被災者支援部隊（水道応援班）	【水道施設発災１時間以内】 市町水道施設被災後できる限り速やかに	・市町水道施設の被害状況 ・市町での応急給水状況 ・応援要請（市町）
（略）	（略）	（略）	（略）

第３項　対策

■県が実施する対策

１　飲料水の確保（社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道・電気班＞、被災者支援部隊＜水道応援班＞）

３　県による応急給水活動の実施

（4）備蓄資機材の提供（被災者支援部隊＜水道応援班＞）

被災市町から簡易浄水機などの資機材等の貸し出し要請があった場合は、企業庁が所有する備蓄資機材を提供する。

第８節　遺体の取扱い（復旧10）

【主担当部隊】：保健医療部隊（保健衛生班）
警察部隊

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
検視場所・遺体安置所の調整	保健医療部隊（保健衛生班） 警察部隊	【発災３時間以内】 県災対本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況（県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防）・応援要請(県、市町)
遺体の検視・検案・身元確認、引渡し	保健医療部隊（保健衛生班） 警察部隊	【発災２４時間以内】 検視場所・遺体安置所開設後速やかに	遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況（市町、防災関係機関等）

第３項　対策

■県が実施する対策

新

第４節　給水活動（復旧6）

【主担当部隊】：総括部隊（救助班、情報班）
社会基盤対策部隊（水道・工業用水道班）
（略）

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
飲料水の確保	社会基盤対策部隊(水道・工業用水道班) 被災者支援部隊（水道応援班）	【水道施設発災１時間以内】 市町水道施設被災後できる限り速やかに	・市町水道施設の被害状況 ・市町での応急給水状況 ・応援要請（市町）
（略）	（略）	（略）	（略）

第３項　対策

■県が実施する対策

１　飲料水の確保（社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道班＞、被災者支援部隊＜水道応援班＞）

３　県による応急給水活動の実施

（4）備蓄資機材の提供（被災者支援部隊＜水道応援班＞）

被災市町から水道管などの資機材等の貸し出し要請があった場合は、企業庁が所有する備蓄資機材を提供する。

第８節　遺体の取扱い（復旧10）

【主担当部隊】：保健医療部隊（情報収集・分析班、医療活動支援班、保健衛生班）
警察部隊

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
検視場所・遺体安置所の調整	保健医療部隊（情報収集・分析班、医療活動支援班） 警察部隊	【発災３時間以内】 県災対本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況（県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防）・応援要請(県、市町)
遺体の検視・検案・身元確認、引渡し	保健医療部隊（情報収集・分析班、医療活動支援班） 警察部隊	【発災２４時間以内】 検視場所・遺体安置所開設後速やかに	遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況（市町、防災関係機関等）

第３項　対策

■県が実施する対策

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th></tr>
<tr><td>1　検視場所・遺体安置所の調整（保健医療部隊＜保健衛生班＞、警察部隊）
（略）
2　遺体の検視・検案・身元確認、引渡し（保健医療部隊＜保健衛生班＞、警察部隊）

（略）</td><td>1　検視場所・遺体安置所の調整（保健医療部隊＜情報収集・分析班、医療活動支援班＞、警察部隊）
（略）
2　遺体の検視・検案・身元確認、引渡し（保健医療部隊＜情報収集・分析班、医療活動支援班＞、警察部隊）
（略）</td></tr>
<tr><td>第３章　社会基盤施設等の復旧・保全
第３節　ライフライン施設の応急復旧・保全 (復旧13)
【主担当部隊】：社会基盤対策部隊（水道・工業用水道・電気班、公共土木対策班）
被災者支援部隊（水道応援班）

第１項　活動方針
○ 県管理の水道、工業用水道、発電所施設について、特に水道施設を優先して迅速な応急復旧を行う。
○ 被災者の生活確保のため、各関係機関はライフライン施設の迅速な応急復旧を行う。</td><td>第３章　社会基盤施設等の復旧・保全
第３節　ライフライン施設の応急復旧・保全 (復旧13)
【主担当部隊】：社会基盤対策部隊（水道・工業用水道班、公共土木対策班）
被災者支援部隊（水道応援班）

第１項　活動方針
○ 県管理の水道、工業用水道施設について、特に水道施設を優先して迅速な応急復旧を行う。
○ 被災者の生活確保のため、各関係機関はライフライン施設の迅速な応急復旧を行う。</td></tr>
<tr><td>第２項　主要対策項目
<table><tr><th>対策(活動)項目</th><th>主担当部隊(班)</th><th>活動開始(準備)時期等</th><th>重要な収集情報(収集先)</th></tr><tr><td>応急復旧に向けた準備</td><td>社会基盤対策部隊（水道・工業用水道・電気班、公共土木対策班）</td><td>【発災 12 時間以内】
被災状況とりまとめ後速やかに</td><td>・施設の被害及び復旧状況（水道事務所、発電所、流域下水道事務所）</td></tr><tr><td>施設の応急対策活動</td><td>社会基盤対策部隊（水道・工業用水道・電気班、公共土木対策班）</td><td>【発災 12 時間以内】
被災状況とりまとめ後速やかに</td><td>・施設の被害及び復旧状況（水道事務所、発電所、流域下水道事務所）</td></tr></table></td><td>第２項　主要対策項目
<table><tr><th>対策(活動)項目</th><th>主担当部隊(班)</th><th>活動開始(準備)時期等</th><th>重要な収集情報(収集先)</th></tr><tr><td>応急復旧に向けた準備</td><td>社会基盤対策部隊（水道・工業用水道班、公共土木対策班）</td><td>【発災 12 時間以内】
被災状況とりまとめ後速やかに</td><td>・施設の被害及び復旧状況（水道事務所、流域下水道事務所）</td></tr><tr><td>施設の応急対策活動</td><td>社会基盤対策部隊（水道・工業用水道班、公共土木対策班）</td><td>【発災 12 時間以内】
被災状況とりまとめ後速やかに</td><td>・施設の被害及び復旧状況（水道事務所、流域下水道事務所）</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>第３項　対策
■県が実施する対策
【水道（県管理）】
1　応急復旧に向けた準備（社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道・電気班＞）
（略）
2　施設の応急対策活動（社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道・電気班＞）
（略）
3　市町水道施設応急復旧活動支援（被災者支援部隊＜水道応援班＞））

【工業用水道（県管理）】
1　応急復旧に向けた準備（社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道・電気班＞）
（略）
2　施設の応急対策活動（社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道・電気班＞）
（略）</td><td>第３項　対策
■県が実施する対策
【水道（県管理）】
1　応急復旧に向けた準備（社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道班＞）
（略）
2　施設の応急対策活動（社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道班＞）
（略）
3　市町水道施設応急復旧活動支援（被災者支援部隊＜水道応援班＞））

【工業用水道（県管理）】
1　応急復旧に向けた準備（社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道班＞）
（略）
2　施設の応急対策活動（社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道班＞）
（略）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th></tr>
<tr><td>【発電所（県管理）】
１　応急復旧に向けた準備（社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道・電気班＞）
(1)　応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等
発電所施設の被害情報等を踏まえ、応急復旧活動に必要な人員、資機材等を確保する。

２　施設の応急対策活動（社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道・電気班＞）
(1)　被害状況の報告
発電所施設の被害状況など必要な事項を関係機関等に報告する。
(2)　二次災害の防止措置
発電及び送電を継続すると被害をもたらすおそれのある場合は、二次災害を防止するため、ただちに発電及び送電を停止する等の適切な処置を行う。
(3)　応急復旧の実施
策定した応急復旧計画に基づき、必要な人員及び資機材を確保し、発電所施設の充分な安全確認を行いながら、復旧作業を実施する。</td><td>（削除）</td></tr>
<tr><td>第４章　復旧に向けた対策
第１節　廃棄物対策活動 (復旧15)
第３項　対策
■県が実施する対策
３　生活ごみ等処理（社会基盤対策部隊＜廃棄物対策隊＞）
(1)　処理体制
県は、避難所をはじめ被災地における生活ごみ等の発生状況と処理状況を適切に把握し、市町等から「三重県災害等廃棄物処理応援協定書」、「災害時におけるがれき等の廃棄物処理に関する応援協定書」等に基づく応援要請があった場合には、県域内での処理体制の調整を図る。
（略）</td><td>第４章　復旧に向けた対策
第１節　廃棄物対策活動 (復旧15)
第３項　対策
■県が実施する対策
３　生活ごみ等処理（社会基盤対策部隊＜廃棄物対策隊＞）
(1)　処理体制
県は、避難所をはじめ被災地における生活ごみ等の発生状況と処理状況を適切に把握し、市町等から「三重県災害等廃棄物処理応援協定書」に基づく応援要請があった場合には、県域内での処理体制の調整を図る。
（略）</td></tr>
<tr><td>第２節　住宅の保全・確保 (復旧16)
第２項　主要対策項目
<table><tr><th>対策(活動)項目</th><th>主担当部隊(班)</th><th>活動開始(準備)時期等</th><th>重要な収集情報(収集先)</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>応急仮設住宅等の確保</td><td>被災者支援部隊
(応急住宅班)</td><td>【発災後３日以内】
市町からの要請があり次第速やかに</td><td>・市町からの支援要請情報
・建設資材の確保状況
(市町、県建設業協会、プレハブ建築協会、全国木造建設事業協会)</td></tr></table></td><td>第２節　住宅の保全・確保 (復旧16)
第２項　主要対策項目
<table><tr><th>対策(活動)項目</th><th>主担当部隊(班)</th><th>活動開始(準備)時期等</th><th>重要な収集情報(収集先)</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>応急仮設住宅等の確保</td><td>被災者支援部隊
(応急住宅班)</td><td>【発災後３日以内】
市町からの要請があり次第速やかに</td><td>・市町からの支援要請情報
・建設資材の確保状況
(市町、プレハブ建築協会、全国木造建設事業協会、県建設業協会、日本木造住宅産業協会)</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>３　応急仮設住宅等の確保
(3)　応急仮設住宅の建設（被災者支援部隊＜応急住宅班＞）
自らの資力では住宅を確保することができない避難者等に対しては、プレハブ建築協会、全国木造建設事業協会、県建設業協会、事業者等と連携し、応急仮設住宅による一時</td><td>３　応急仮設住宅等の確保
(3)　応急仮設住宅の建設（被災者支援部隊＜応急住宅班＞）
自らの資力では住宅を確保することができない避難者等に対しては、プレハブ建築協会、全国木造建設事業協会、県建設業協会、日本木造住宅産業協会等と連携し、応急仮設住宅による一時的な居住の安定を図る。市町に事務委任した場合においては、市町が行う応急仮設</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th></tr>
<tr><td>的な居住の安定を図る。市町に事務委任した場合においては、市町が行う応急仮設住宅の建設を支援する。</td><td>住宅の建設を支援する。</td></tr>
<tr><td>第３節　文教等対策 (復旧17)
第２項　主要対策項目
＜共通＞
<table><tr><th>対策(活動)項目</th><th>主担当部隊(班)</th><th>活動開始(準備)時期等</th><th>重要な収集情報(収集先)</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>国・県指定の文化財の保護</td><td>被災者支援部隊（教育対策班）</td><td>【発災後３日以内】</td><td>・被害状況（所有者・管理者等）</td></tr></table></td><td>第３節　文教等対策 (復旧17)
第２項　主要対策項目
＜共通＞
<table><tr><th>対策(活動)項目</th><th>主担当部隊(班)</th><th>活動開始(準備)時期等</th><th>重要な収集情報(収集先)</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>文化財・歴史的公文書等の保護</td><td>被災者支援部隊（教育対策班）</td><td>【発災後３日以内】</td><td>・被害状況（所有者・管理者等）</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>第３項　対策
■県が実施する対策
６　国・県指定の文化財の保護（被災者支援部隊＜教育対策班＞）
(1) 被害報告
国・県指定等文化財が被害を受けたときは、被害状況を調査した所有者、管理者及び管理団体から市町等教育委員会を通じて、速やかに被害状況に関する情報を収集し、国指定等文化財については、国(文化庁)に報告する。
(2) 応急対応
国・県指定等文化財が被害を受けたときは、国(文化庁)又は県文化財保護審議会の指示・指導をもとに、市町等教育委員会並びに所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置にかかる必要な指示・助言を行う。
■市町が実施する対策
７　国・県・市町指定の文化財の保護
(1)　被害報告
国・県指定等文化財が被害を受けたときは、その所有者、管理者及び管理団体は被害状況を調査し、その結果を速やかに市町等教育委員会を通じて、被災者支援部隊＜教育対策班＞に報告する。
市町指定等文化財が被害を受けたときは、その所有者、管理者及び管理団体は被害状況を調査し、その結果を速やかに市町等教育委員会に報告する。
(2)　応急対応
国・県・市町指定等文化財が被害を受けたときは、市町等教育委員会は被災者支援部隊＜教育対策班＞の指示・指導をもとに、所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置について、必要な指示・助言を行う。</td><td>第３項　対策
■県が実施する対策
６　文化財・歴史的公文書等の保護（被災者支援部隊＜教育対策班＞）
(1) 被害報告
文化財・歴史的公文書等が被害を受けたときは、被害状況を調査した所有者、管理者及び管理団体から市町教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の定めるところによりその長が特定社会教育機関、文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあってはその長。以下「市町教育委員会等」という。）を通じて、速やかに被害状況に関する情報を収集し、国指定等文化財については、国(文化庁)に報告する。
(2) 応急対応
文化財・歴史的公文書等が被害を受けたときは、県は国(文化庁)又は県文化財保護審議会の指示・指導をもとに、市町教育委員会等並びに所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財・歴史的公文書等の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置にかかる必要な指示・助言を行う。
■市町が実施する対策
７　文化財・歴史的公文書等の保護
(1)　被害報告
文化財・歴史的公文書等が被害を受けたときは、その所有者、管理者及び管理団体とともに被害状況を調査し、その結果を速やかに被災者支援部隊＜教育対策班＞に報告する。
調査実施ができない状態の場合は、被災者支援部隊＜教育対策班＞に連絡の上、県との協議を行う。
(2)　応急対応
文化財・歴史的公文書等が被害を受けたときは、市町教育委員会等は県の指示・指導等をもとに、所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財・歴史的公文書等の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置について、必要な指示・助言を行う。</td></tr>
</table>

旧	新
第６部　事故等による災害対策 **第１章　重大事故等対策** **第３節　流出油事故等への対策 (事故3)** 【主担当部】：防災対策部、警察本部	**第６部　事故等による災害対策** **第１章　重大事故等対策** **第３節　流出油事故等への対策 (事故3)** 【主担当部】：防災対策部、警察本部、環境生活部、農林水産部、県土整備部
第４節　原子力災害対策 (事故4) 【主担当部】：防災対策部 第３項　対策 ■県が実施する対策 ５　県外からの避難受入（防災対策部） 県は、県内の避難所を平時から把握し、原子力災害により県境を越える避難者が発生した都道府県から協議を受けたときは、市町に対し、避難所の開設を要請し、その配分調整を実施するとともに、県の有する施設についても、一時的な避難所として提供する。	**第４節　原子力災害対策 (事故4)** 【主担当部】：防災対策部、医療保健部、環境生活部、農林水産部、雇用経済部 第３項　対策 ■県が実施する対策 ５　県外からの避難受入（防災対策部） 県は、県内の避難所を平時から把握し、原子力災害により県境を越える避難者が発生した都道府県から協議を受けたときは、市町に対し、避難所の開設を要請し、その配分調整を実施するとともに、県の有する施設についても、一時的な避難所として提供する。また、避難経由所の設置を行うとともに、避難所として県の有する施設の提供や市町の支援を行う。 避難経由所とは、避難者が避難する際に、第一目的地となり、かつ、避難者に避難所を案内する機能等を持たせた場所である。
第２章　火災対策 **第１節　大規模火災の対策 (事故5)** 【主担当部】：防災対策部 ■参　考 １　火災気象通報 消防法第 22 条第１項の規定により津地方気象台から通報される火災気象通報の実施基準は、次による。 ①　実効湿度 60%以下で、最小湿度 30%以下となる見込みのとき。 ②　最大風速が 13m／ｓ以上となる見込みの時（降雨・降雪中は通報しないこともある。） ③　実効湿度 60%以下で、最小湿度 40%以下・最大風速 10m／ｓ以上となる見込みのとき。	**第２章　火災対策** **第１節　大規模火災の対策 (事故5)** 【主担当部】：防災対策部、医療保健部 ■参　考 １　火災気象通報 消防法第２２条第１項の規定により通報される火災気象通報の実施基準は、津地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。 ①　三重県における乾燥注意報の基準：北中部、南部ともに、実効湿度が６０％以下で、最小湿度が３０％以下となる見込み。 ②　三重県における強風注意報の基準：北中部、南部ともに、陸上で最大風速が１３m/s 以上となる見込み。（ただし、実施基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しないときがある。）
第２節　林野火災の対策 (事故6) 【主担当部】：防災対策部 第３項　対策 ■県が実施する対策 １　災害予防 (3) 空中消火用資機材の整備及び運用（防災対策部） 空中消火用機材の整備を行い、三重県防災資機材備蓄センター（三重県消防学校内）、三重県備蓄倉庫（津市東古河町３６）及び尾鷲市倉庫に保管し、「三重県林野火災対策等資機材管理運用要綱」に基づき市町等へ貸出し、林野火災に万全を期する。	**第２節　林野火災の対策 (事故6)** 【主担当部】：防災対策部、医療保健部 第３項　対策 ■県が実施する対策 １　災害予防 (3) 空中消火用資機材の整備及び運用（防災対策部） 空中消火用機材の整備を行い、三重県防災資機材備蓄センター（三重県消防学校内）及び尾鷲市倉庫に保管し、「三重県林野火災対策等資機材管理運用要綱」に基づき市町等へ貸出し、林野火災に万全を期する。